

閲覧用

— 皆様のご意見をお寄せください —

## 杉並区環境基本計画（改定案）

平成 25 年 9 月

杉並区

## ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続き）

区では、平成24年に策定した杉並区基本構想に掲げる将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市杉並」を実現するとともに、東日本大震災を契機に生じたエネルギー問題など、新たな課題に対応するため、杉並区環境清掃審議会からの答申を踏まえ、環境分野の計画である環境基本計画改定案を作成しました。

その概要をお知らせするとともに、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、皆様のご意見を伺います。

なお、本編のほか、概要版も作成しましたので、併せてご覧ください。

### 【閲覧場所】

環境課（区役所西棟7階）、区政資料室（区役所西棟2階）、  
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

（各閲覧場所の休業日を除きます）

- ◎意見募集期間 平成25年9月21日（土）～10月21日（月）
- ◎意見提出先 杉並区環境部環境課庶務係（区役所西棟7階）  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
FAX 03-3312-2316  
E-Mail kankyo-k@city.suginami.lg.jp
- ◎区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>
- ◎問合せ先 杉並区環境部環境課庶務係  
TEL 03-3312-2111（代表）

## 目 次

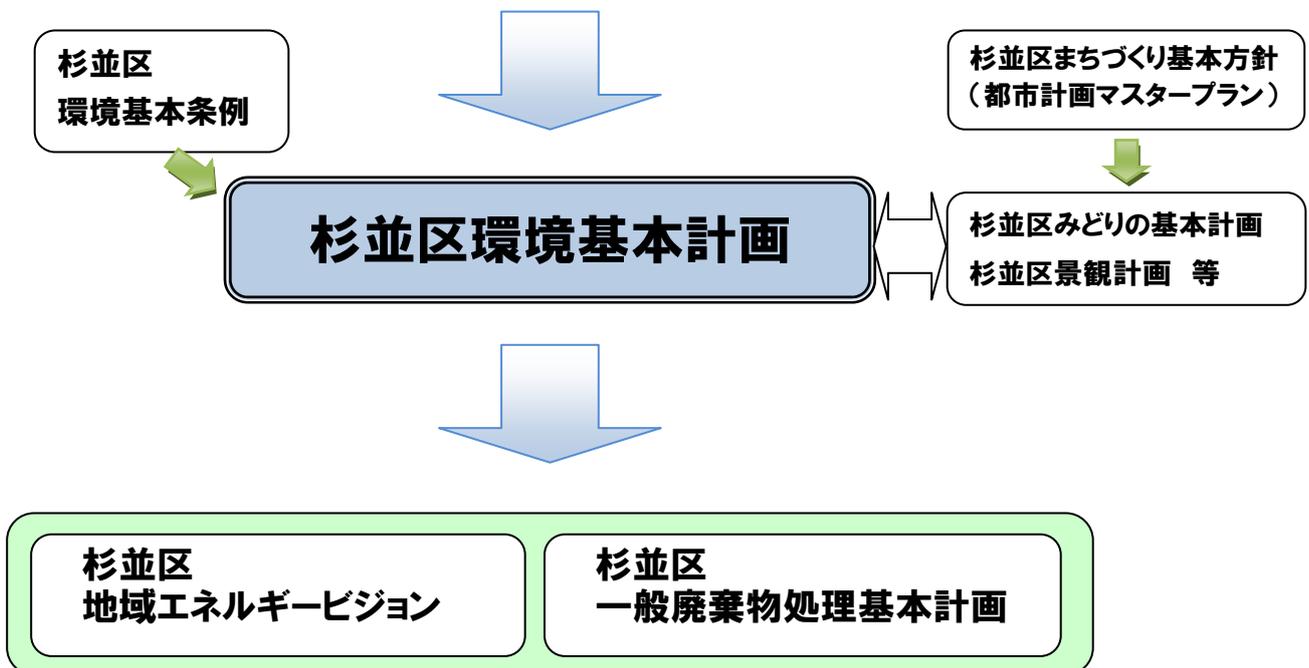
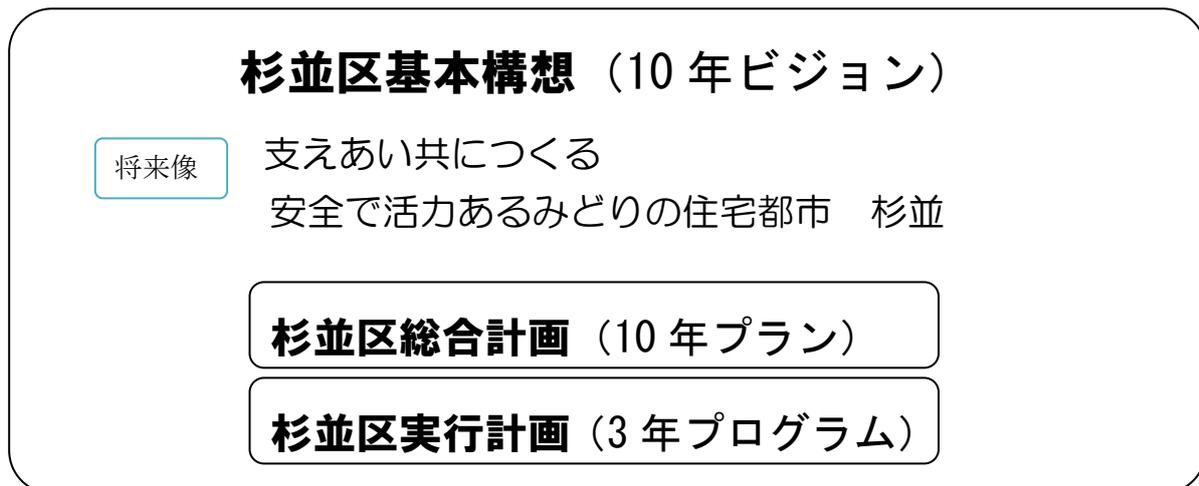
|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項                         | 1  |
| 1-1 計画の位置づけ                          | 2  |
| 1-2 計画の期間                            | 3  |
| 1-3 計画の対象                            | 3  |
| 1-4 計画の主体                            | 3  |
| 第2章 杉並区の環境の現状と課題                     | 5  |
| (1) 地球温暖化対策                          | 6  |
| (2) ごみの減量・リサイクル                      | 8  |
| (3) 公害対策                             | 10 |
| (4) 自然環境                             | 12 |
| (5) 環境美化、景観                          | 14 |
| (6) 環境教育、環境活動                        | 16 |
| 第3章 計画の目標と体系                         | 17 |
| 3-1 計画の目標                            | 18 |
| 3-2 計画の体系                            | 20 |
| 基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる                 | 24 |
| (1) 地球温暖化防止への取組                      | 24 |
| (2) 循環型社会を目指す取組                      | 30 |
| 基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる            | 36 |
| (1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組               | 36 |
| (2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組             | 41 |
| (3) その他の公害を防ぐ取組                      | 46 |
| 基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる | 50 |
| (1) 連続したみどりを保全・創出する取組                | 50 |
| (2) 自然生態系保全の取組                       | 55 |
| (3) みどりや自然に親しめる取組                    | 59 |
| 基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる                | 63 |
| (1) 美しく清潔なまちへの取組                     | 63 |
| (2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組          | 67 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる | 70 |
| (1) 環境教育、環境学習の拡充・推進                | 70 |
| (2) 環境活動の推進                        | 73 |
| 第4章 計画の進行管理                        | 77 |
| 参考資料                               | 81 |
| 用語説明                               | 82 |

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1-1 計画の位置づけ

- 杉並区基本構想に定める杉並区の将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」の実現に向けた環境分野における計画です。
- 杉並区環境基本条例に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、地球環境の保全にも貢献していくための計画です。
- 区民、事業者、区の三者がそれぞれに行動すべき事項を定める環境配慮行動指針を含みます。



## 1-2 計画の期間

本計画の期間は、杉並区総合計画の計画期間が平成 33 年度までであることを踏まえ、平成 25 年（2013）年度から平成 33（2021）年度までとします。

今後、杉並区総合計画や杉並区実行計画の改定にあわせ、必要な改定を行います。

## 1-3 計画の対象

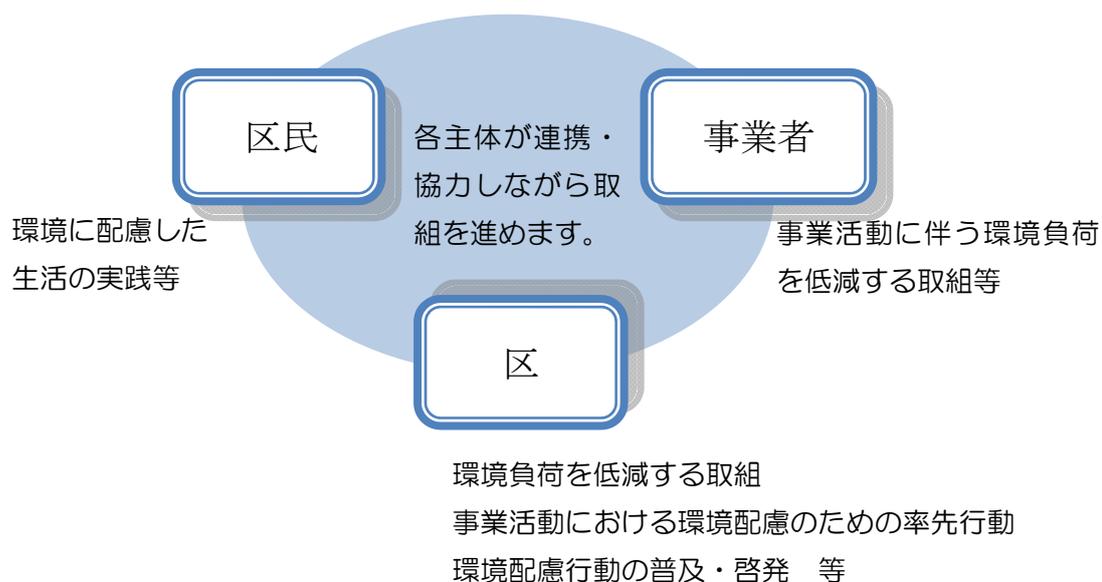
本計画は、区内全域を対象地域とし、次に掲げる分野を対象範囲とします。

- 地球環境：地球温暖化防止、オゾン層の破壊防止、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用、ごみの減量
- 生活環境：公害の防止
- 都市環境：良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全
- 自然環境：水、緑、動植物の保全。人と自然との豊かなふれあいの確保
- その他環境への負荷の低減に関すること

## 1-4 計画の主体

環境問題の解決には、区民（団体含む）、事業者、行政それぞれが役割と責任を分かち合い、取組を進めていくことが必要不可欠です。

本計画は、区が取り組むべき環境施策を示す行政計画であると同時に、区民・事業者・区がそれぞれに行動すべき指針を示す環境配慮行動指針です。





## 第 2 章 杉並区の環境の現状と課題

## (1) 地球温暖化対策

私たち人間の活動の拡大に伴って二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告書によると、世界の平均気温は1906～2005年の間に0.74度上昇しています。日本の年平均気温は100年で約1.2℃上昇し、大雨や猛暑日の日数の増加も見られます。東京では、ヒートアイランド現象と相まって、3.3℃上昇しています。

気候の変動は、農林水産業、生態系、水資源、人の健康などに影響を与えることが予想され、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題として、地球温暖化防止対策に取り組んでいく必要があります。

温室効果ガスのうち、約95%を二酸化炭素が占めており、二酸化炭素排出量の多くがエネルギー消費に伴うものです。地球温暖化問題は、地球規模の問題ですが、私たちの日々の生活や事業活動と密接に関わる地域の課題でもあります。

区は、地球温暖化対策として、太陽光発電機器や高効率給湯器などの設置助成や省エネ展示相談・出前講座事業により、家庭を中心とした身近な省エネルギー行動の推進と再生可能エネルギーの利用拡大に努めてきました。

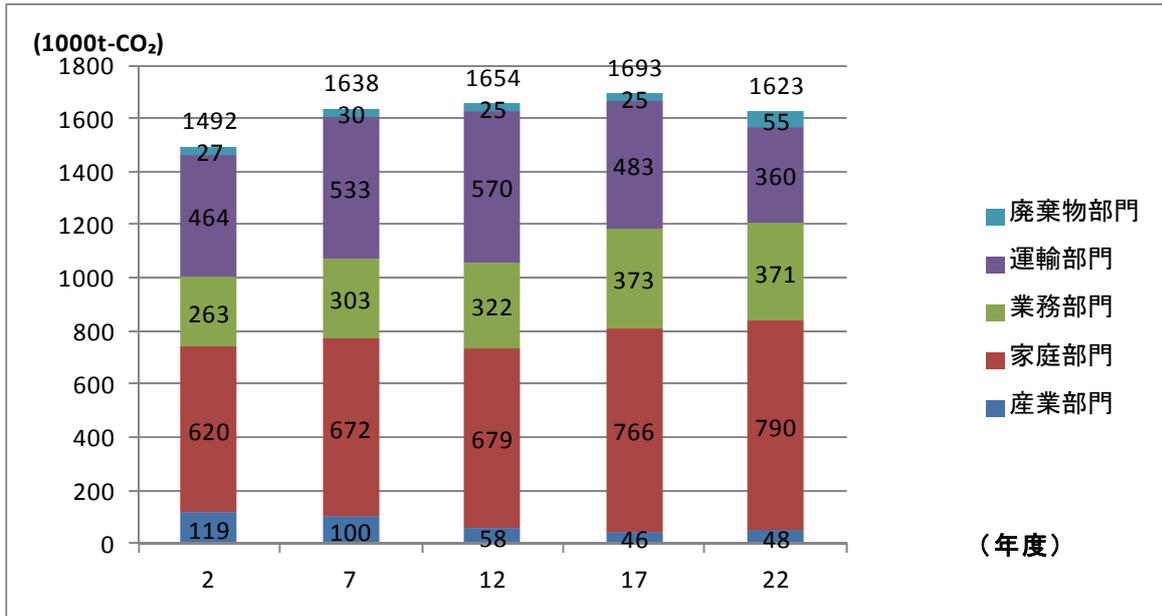
しかし、二酸化炭素排出量は平成2年度比で約9%の増（平成22年度実績）となっています。産業部門においては大きな削減が見られますが、家庭部門・業務部門における排出量は増加しています。住宅都市である杉並区においては、家庭部門・業務部門がエネルギー消費量の約4分の3を占めており、各家庭や事業所における取組の推進が重要です。

また、東日本大震災を契機にエネルギー政策の見直しは大きな課題となっており、国において地球温暖化対策とエネルギー政策の抜本的な見直しが進められています。火力発電が基盤電源となる中、国は、京都議定書の枠組みから離脱し、平成25年度内に新たな温室効果ガス削減目標やエネルギー基本計画を定めるとしています。

地球温暖化対策としては、都市から発生する二酸化炭素が多いことから、「都市の低炭素の促進に関する法律」が平成24年12月に施行され、地区計画を定めた街区や住宅等の建築物の低炭素化が図られることとなりました。

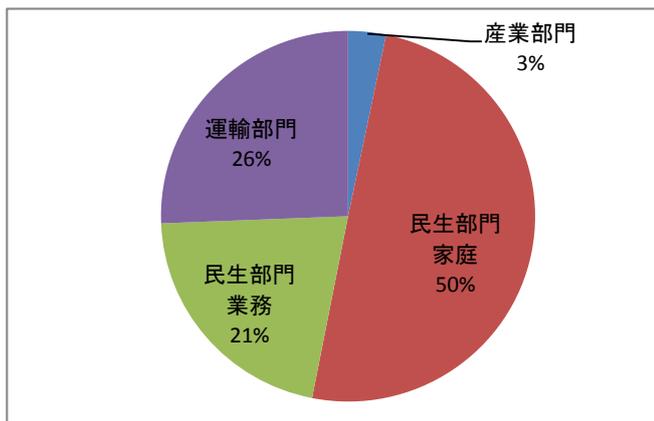
区においても、今後、エネルギー対策を進めるにあたり、節電や省エネルギーといった視点だけでなく、区民の暮らしの安全・安心を確保することも留意のうえ、環境にやさしい地域分散型エネルギー社会を構築することが課題となっています。

### 【部門別二酸化炭素排出量の推移】



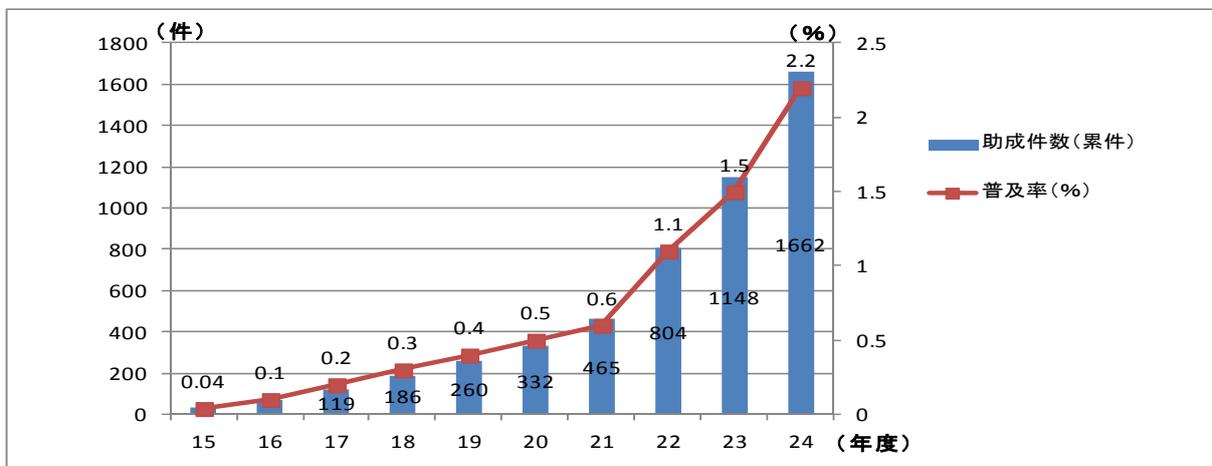
出典：特別区協議会資料

### 【エネルギー消費量の部門別割合】



出典：特別区協議会資料

### 【太陽光発電機器設置助成件数累計と太陽光発電普及率】



注) 太陽光発電普及率は区の太陽光発電助成件数を区内戸建棟数で除したもの

## (2) ごみの減量・リサイクル

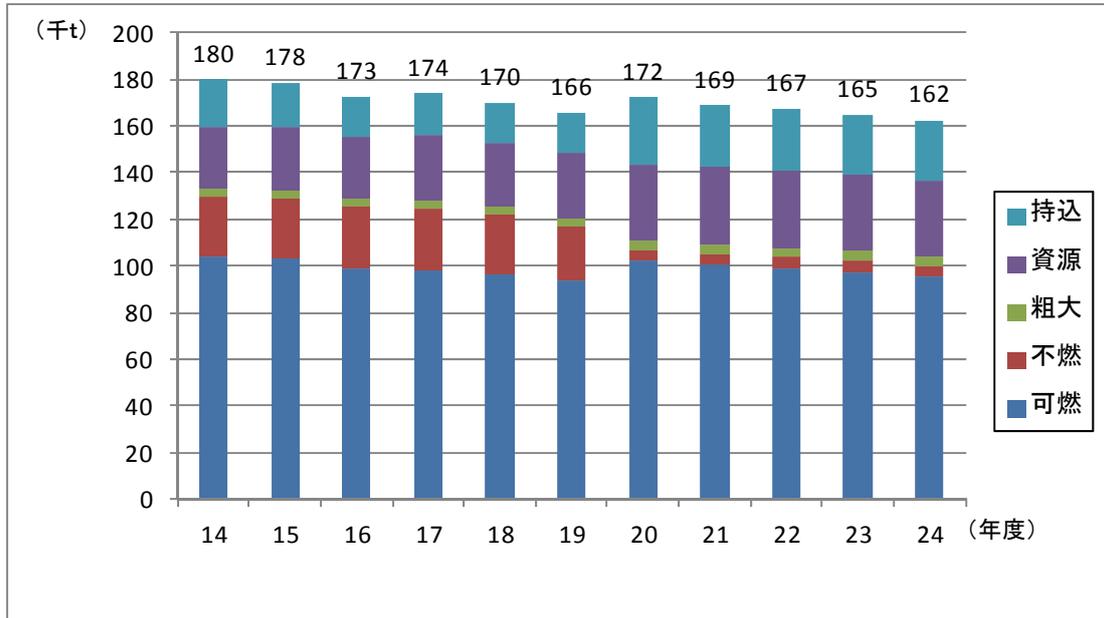
資源の過剰消費や、廃棄物の排出によって生じる環境負荷は、現在の私たちの経済活動や生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、将来世代にも負の遺産を残すこととなります。私たちの社会を持続可能なものとしていくためには、資源を有効活用し、廃棄物をできるだけ少なくする「循環型社会」を実現していく必要があります。

区民一人1日当たりのごみ排出量は、平成24年度実績で528gと、平成20年度の排出量565gから着実に減少しています。資源回収率は、27.3%と平成20年度の25.9%から徐々に増えています。町会・自治会など区民の皆さんが自主的に資源を回収する集団回収については、実施団体、回収量ともに増加しています。しかし、依然として、ごみの中には再利用可能な資源が含まれており、今後も分別を一層徹底し、ごみの減量を図っていかねばなりません。資源が適切に分別されていない場合、選別やリサイクル不適物の処分などで処理コストや環境負荷が高くなることから、分別の徹底は欠かせません。

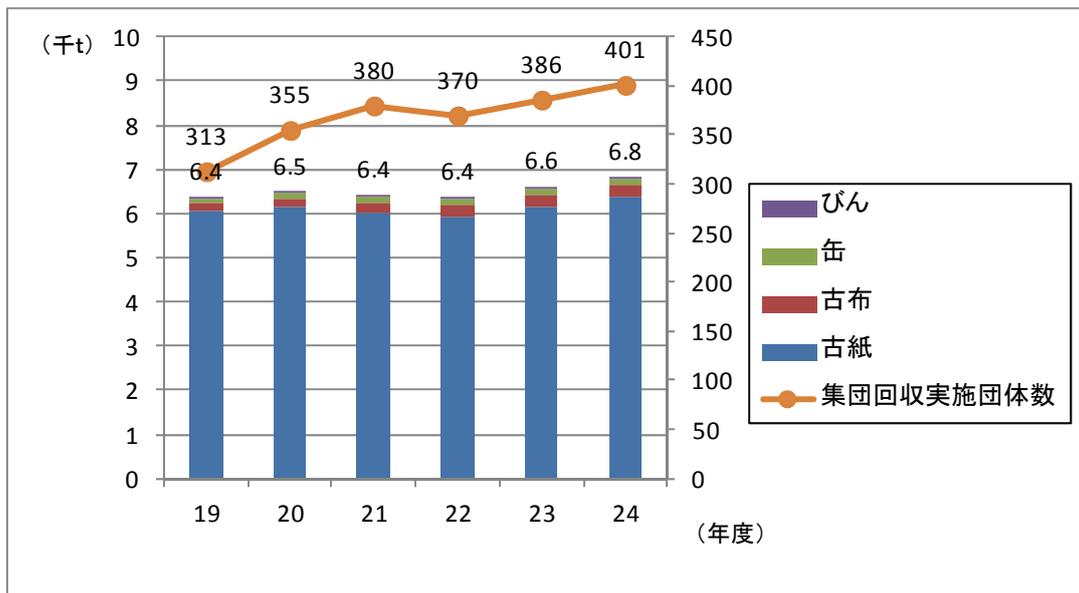
区は、ごみの分別の周知のため、「ごみ・資源の収集カレンダー」の全世帯配布や、広報・ホームページや清掃情報紙により普及・啓発を図ってきました。しかし、戸建て住宅や大規模集合住宅と比較して単身者・学生・外国人等が多く居住している中小規模の集合住宅において、分別が徹底されていない状況が見受けられ、こうした層への周知が課題となっています。また、家庭ごみの約4割を占める生ごみの減量も大きな課題となっています。

私たちが日々暮らしていく中で、ごみの発生は避けられませんが、ほんの少し意識を変えていくことで、ごみを減らすことができます。私たち一人ひとりが、ライフスタイルを見直し、物を大切に長く使用したり、不要な物はもらわないよう心がけ、さらに、使用後は可能な限り資源として再利用するなど、ごみをできるだけ出さない意識や行動が重要です。

### 【ごみ収集量】



### 【集団回収による資源回収量と集団回収実施団体数】



### (3) 公害対策

高度経済成長期に急増した公害に対し、各種規制法令や制度の整備が進められ、公害の状況は改善しているものの、環境基準が達成できていないものがあるなど、公害がなくなったわけではありません。現在も公害に関する苦情・相談は、年間 200 件以上寄せられています。近年、ビルの建替やマンション開発等に伴う騒音、振動などの公害が増加するとともに、近隣騒音等生活公害への相談、相隣関係に起因する苦情などが増加しています。

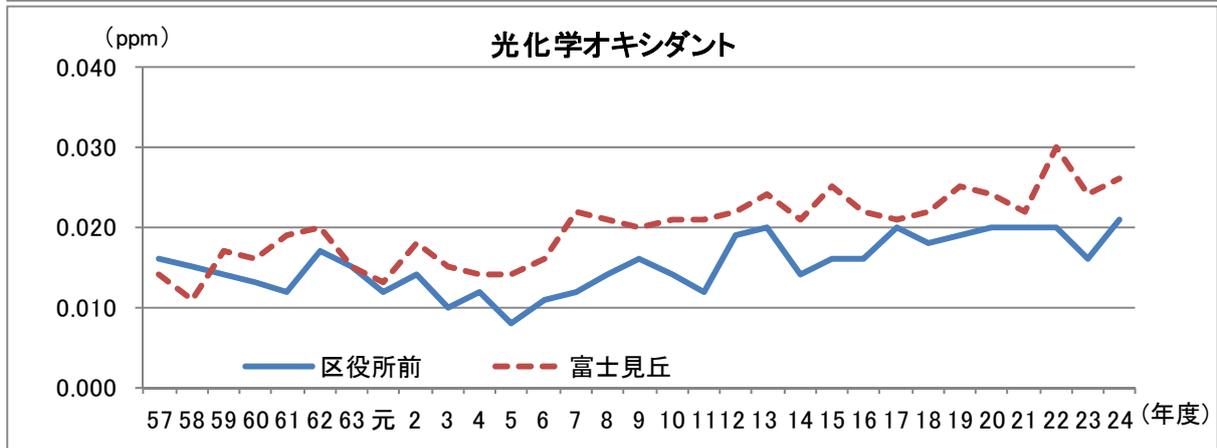
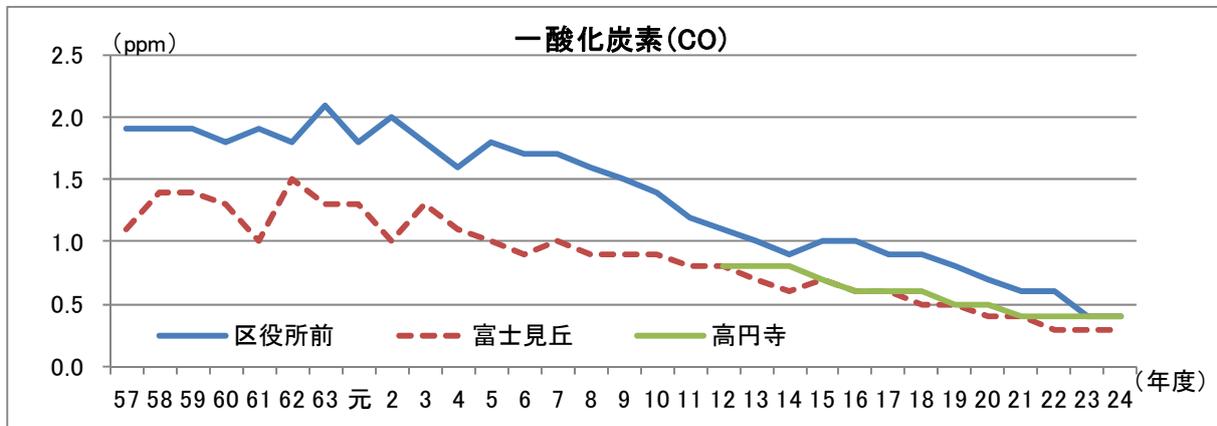
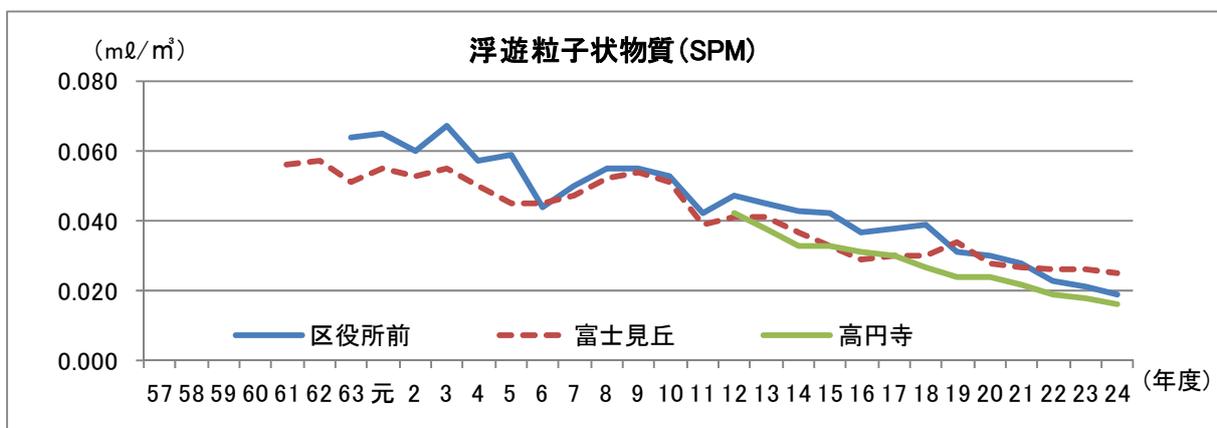
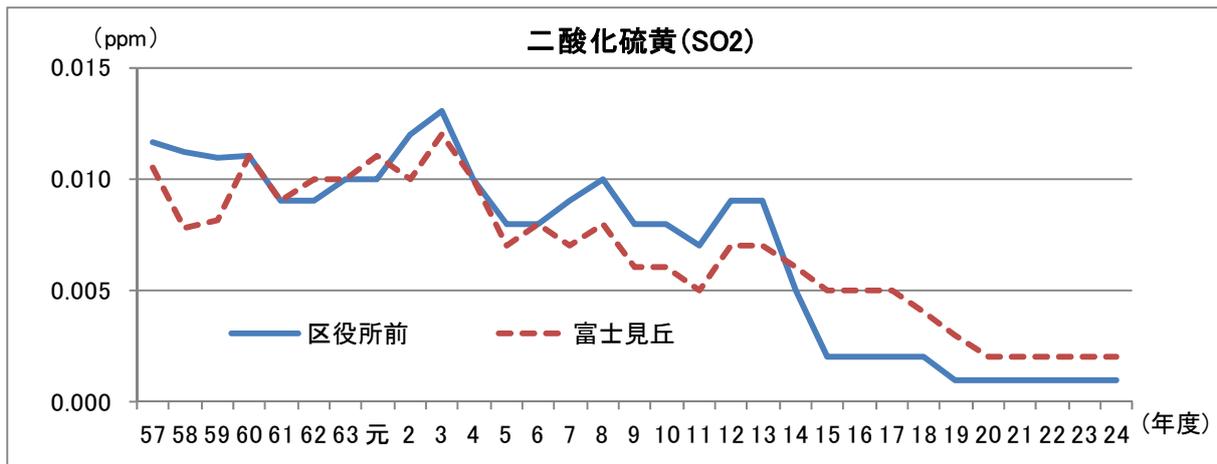
大気汚染については、区内の測定室（都測定室 2 箇所、区測定室 4 箇所）における測定結果によると、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成し、汚染状況は改善されつつあります。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、環境基準を超えています。微小粒子状物質 (PM2.5) については、この 10 年で都内の年間平均濃度は減少していますが、環境基準は達成できていません。

大気汚染の要因には、自動車などの移動発生源、工場・事業場などの固定発生源など様々な発生源があり、国や都と連携し、総合的・広域的に対策を進める必要があります。

住宅都市である杉並区においては、自動車に起因する大気汚染を低減することが対策の中心となり、低公害車の普及、徒歩や自転車、公共交通機関の利用の促進による自動車交通量の削減などにより自動車からの排出ガス低減を進めることが重要です。

化学物質は、私たちの生活に利便をもたらすものですが、中には人の健康や環境への影響が懸念されるものもあります。化学物質については適正に処理を行い、環境への負荷を与えないよう排出量を低減していく必要があります。特に、光化学オキシダントの要因ともなる VOC(揮発性有機化学物質)の一層の排出抑制が課題です。

水質については、環境基準を達成していますが、下水道が合流式で整備されているため、大雨時には下水の一部が公共用水域に流出し水質汚濁を引き起こしています。経常的な水質改善には、合流式下水道の改善が課題となっています。



#### (4) 自然環境

みどりは、暮らしに安らぎと潤いを与えるとともに、生態系の保全、大気の浄化、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の保全や防災面での効用など大きな役割を果たしています。

杉並区では、都市化が進展する中、農地の宅地化等により緑被率は減少を続けてきましたが、平成 9 年度を境に徐々に増加に転じ、平成 24 年度には 22.17%まで回復しました。しかし、宅地開発や相続発生時の敷地の細分化に伴う樹木の伐採等により、屋敷林などのまとまったみどりが減少しています。

杉並区においては、みどりの約 7 割を民有地のみどりが占めており、公共のみどりの保全・創出とともに、民有地のみどりを育てることが重要です。区は、公園整備や公共施設の緑化、校庭の芝生化などに取り組み、公共空間における緑化を進めるとともに、生けがきや屋上・壁面緑化の助成、保護樹木・樹林・生けがきの維持経費の一部助成、建築時の緑化指導などを行い、民有地の緑化推進を図ってきました。平成 19 年度と平成 24 年度を比較すると、壁面緑化は約 3 倍、屋上緑化は約 2 倍に増加しています。しかし、屋敷林等のみどりを個人で守り続けるには限界があり、所有者の負担軽減や地域との協働による保全が課題となっています。

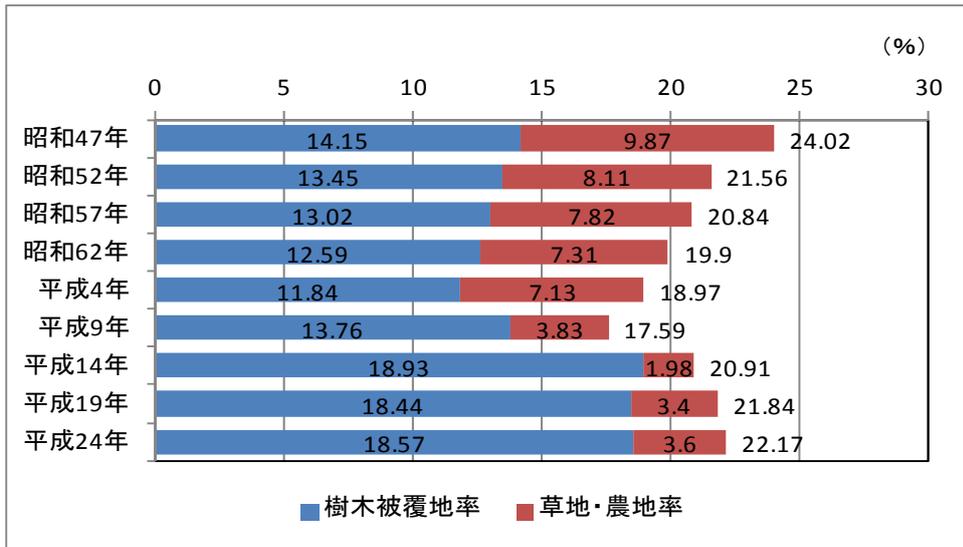
現在、花咲かせ隊、公園育て組といったボランティア活動など、区民が主体となってまちなかの緑を増やす取組が広がりを見せています。今後、さらに地域が一体となってみどりを増やしていくことが大切です。

区内を流れる神田川、善福寺川、妙正寺川の 3 河川の流域は水辺環境として貴重な存在であり、安全性や治水機能を確保しながら、河川沿いの緑化と併せ、区民が水や水鳥などの生き物と親しめる水辺として再生していくことが求められています。また、地表面がコンクリートやアスファルトで覆われ、水が地下に浸透しにくくなっているため、水環境・水循環の保全の観点から、雨水浸透施設や透水性舗装の整備により、地下水・湧水の保全・涵養を図ることが必要です。あわせて、雨水の有効活用などを促進することも大切です。

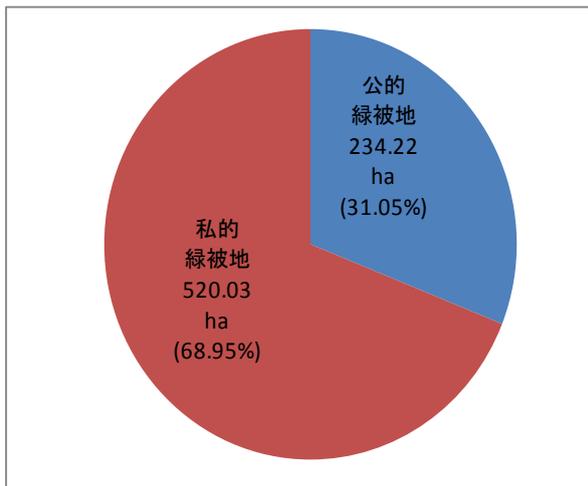
豊かな自然環境の減少は、生物の生息・生育空間の減少ももたらしています。自然生態系保全に向けて、区は、生物多様性に配慮した公園づくりや、希少種の植物の自生場所の保全、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業に取り組んできました。また、杉並の自然環境の実態を把握し、保護に役立てるため、区民参加による自然環境調査を定期的実施しています。今後は、調査結果を分かりやすく公表していくことが課題となっています。

また、都市化とともに、区民が身近に豊かな自然を感じたり、触れ合える機会が少なくなってきたおり、自然に親しめる機会を増やしていくことが求められています。

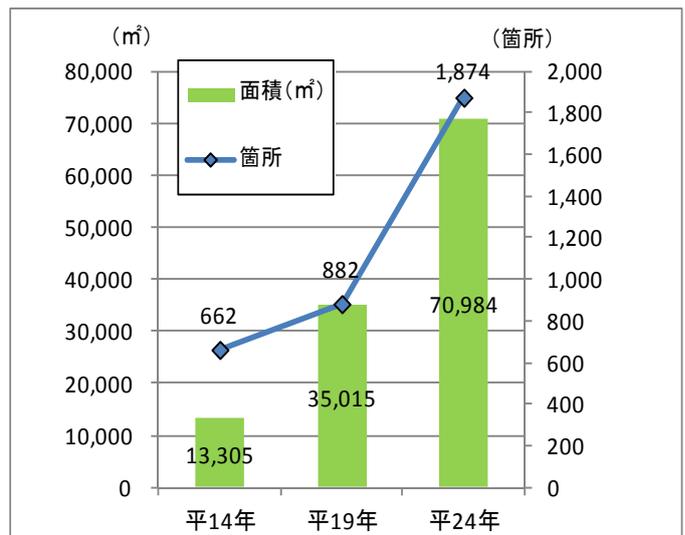
### 【緑被率の推移】



### 【公・私別緑被状況】



### 【屋上緑化の推移】



出典：杉並区みどりの実態調査報告書

### 【生物多様性とは】

生物多様性とは、様々な生態系が存在すること、生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、支えあって生きています。

生物多様性は人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらすものです。しかし、人類の活動の影響によって、種の絶滅など生物多様性が脅かされています。将来世代にわたって生物多様性のめぐみを享受できる社会を実現していくためには、私たちの日常生活や社会経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込んでいく必要があります。

## (5) 環境美化、景観

区は、平成15年に「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」を制定し、区内全域での歩きたばこやポイ捨てを禁止しています。喫煙に関するルールとマナーの遵守について広く区民に周知するとともに、区内巡回パトロールなどを実施してきた結果、歩きたばこや路上の吸殻は少なくなってきていますが、ルールやマナーが守られていないとの苦情は今なお少なくありません。

地域の美化活動などのボランティア活動により、区民が主体となって清潔で美しいまちをつくる取組が広がっている一方、一部のごみ集積所においては、ごみ出しルールやマナーが守られず、不適正なごみの排出、集積所周辺のごみの散乱により、衛生面とともにまちの美観が損なわれています。駅の周辺の放置自転車については、通勤・通学者に対応した自転車駐車場の整備が進み、通勤・通学者による放置自転車は減少していますが、買い物客等の短時間の放置自転車が依然として多い状況にあります。

美しく清潔なまちをつくるために、ルールの周知徹底とともに区民一人ひとりのマナーの向上を図っていくことが必要です。

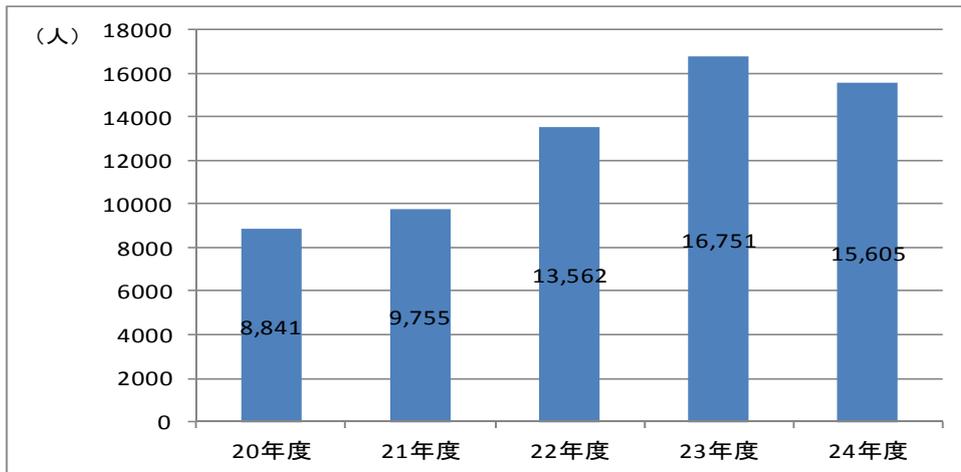
都市の景観は、地域の自然環境と長い間の人々の営みの中から形作られます。杉並区は善福寺川などの自然に恵まれ、様々な文化を育んだみどり豊かな住宅都市として発展してきました。みどり豊かな美しい住宅都市を将来に引き継いでいくためには、区の景観特性を景観づくりの中に活かし、まちなみの魅力の向上へとつなげることが大切です。

区内には、明治、大正及び昭和初期に建てられた和洋折衷型の住宅や生活・文化を今に伝える歴史的建築物が現在でも数多く残されています。しかし、相続の問題や維持管理負担の大きさなどが原因で、これらの建物は徐々に減ってきています。特に貴重と思われる典型的な歴史的建築物については、保存・活用に向けた支援措置を図ることが求められています。

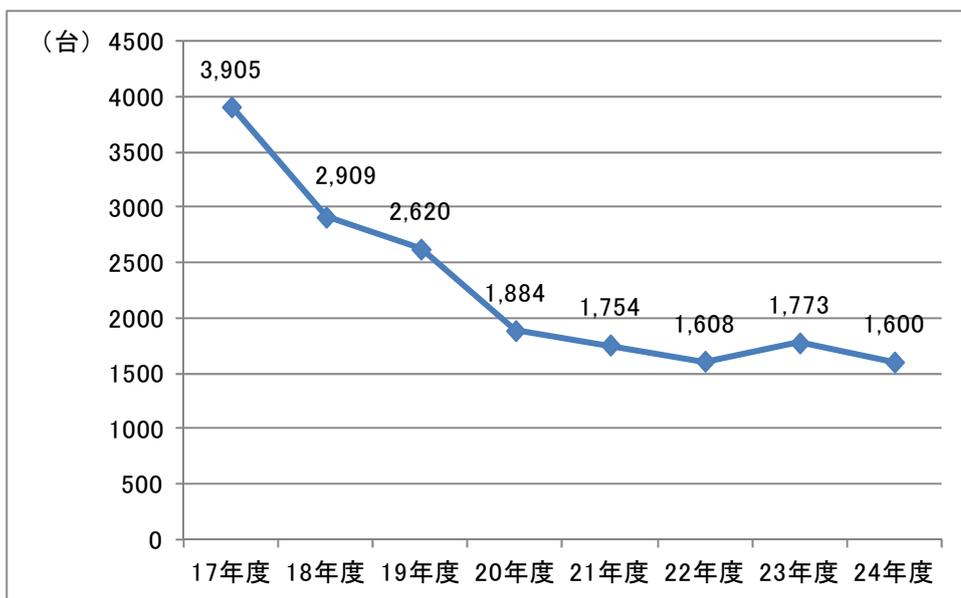
また、武蔵野の原風景とも言える屋敷林も減少傾向にあり、みどりの保全と併せて、景観の視点からも保全を図っていくことが必要です。

区は、杉並区景観条例、杉並区景観計画を策定し、景観計画に基づく建築物の行為の届出制度や大規模建築物や公共施設の整備に係る事前協議制度を通して、良好な景観形成の誘導を行ってきました。今後、武蔵野の原風景ともいえる屋敷林や歴史や文化を伝える建造物の保全などを含め、地域特性を活かした杉並らしさと魅力にあふれる景観の保全・形成を継続的に進めていくことが課題です。

### 【地域美化活動参加者数】



### 【放置自転車台数】



## (6) 環境教育、環境活動

私たちの日常の生活や事業活動が、大気汚染や交通騒音、二酸化炭素の排出など、環境に対して様々な影響を与えています。地球環境を保全し、よりよい環境を次世代に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが暮らしと環境の関わりについて、理解と関心を深め、環境問題に主体的に取り組むことが必要です。

環境問題について、自ら考え、行動する人を育てる環境教育は、すべての環境施策の基礎となるものです。

区は、中学生環境サミット、小学校や保育園等への清掃車「ごみパッケン」号の出前講座等を実施するとともに、環境団体との協働により、環境講座や学校教育支援、学校プールからの「ヤゴ救出作戦」、親子環境教育、施設づくりと環境教育をからめた「エコスクール」づくりなどを実施してきました。また、小中学校の教育課程では、「杉並区環境教育指導の手引」を作成し、総合的な学習の時間等を活用した環境教育に取り組んできました。

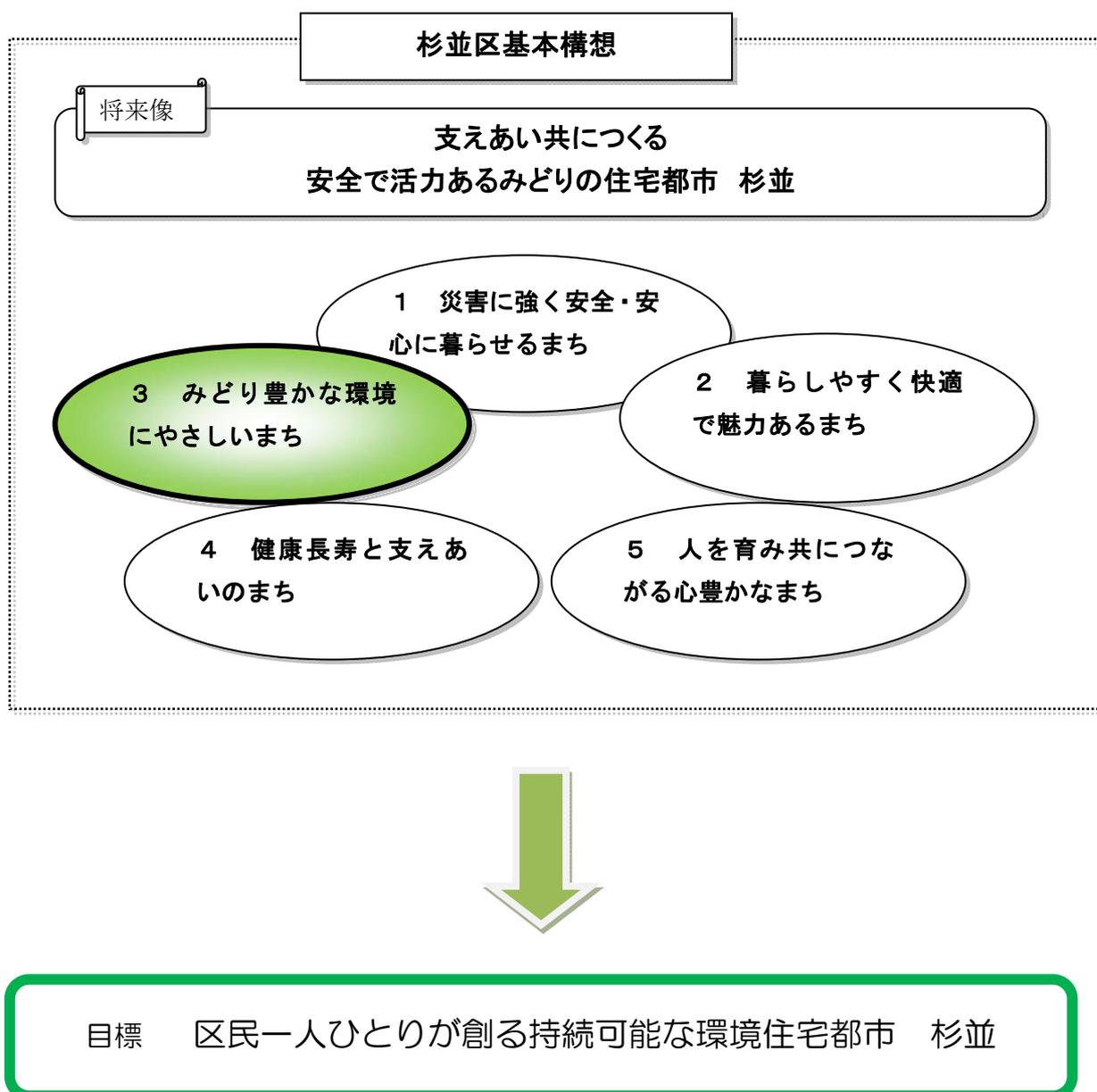
今後も、時代を担う子どもたちへの環境教育を充実していくことが重要です。あわせて、成人への環境教育・環境学習の機会の拡大を図るため、区民、事業者、NPOなど多様な主体による環境教育・環境学習の取組を推進していくことも重要です。

区内で活動するNPO法人は平成25年3月現在で325団体あり、その中で環境に関する活動を行っている団体は86団体と全体のおよそ4分の1を占めています。すぎなみ環境情報館の登録環境団体は約40団体あります。エネルギーに着目して区・環境団体・事業者が協働する「杉並エネルギー会議」では、定期的な省エネ・創エネ相談や太陽光発電機器設置者のネットワークづくりなどに取り組んでいます。そのほか、みどりのボランティア活動や集団回収など、区内では、様々な環境活動が区民・団体・事業者との協働により進められています。今後、環境活動を一層推進していくためには、各主体が連携して取組を進めることが求められます。そのためには、環境に関する情報収集や情報交換、交流などの場を設けることや、活動の促進の役割を担う人（ファシリテーター）や様々な認識を持つ人や組織間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人（コーディネーター）などの人材を育てていく必要があります。

## 第 3 章 計画の目標と体系

### 3-1 計画の目標

杉並区基本構想で掲げる将来像「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を実現するため、本計画では「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」を目標に掲げ、その実現をめざします。



## 持続可能な環境住宅都市 杉並

### 環境への負荷が少なく持続的な発展が可能なまちづくりが進んでいます

- 再生可能エネルギーの利用が拡大し、省エネルギー対策、資源の有効活用が進んでいます。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が進み、各家庭や事業所においてエネルギーを自ら創出しています。
- 家庭や事業所での分別の徹底により、資源回収量が増加し、ごみ量は着実に減少しています。

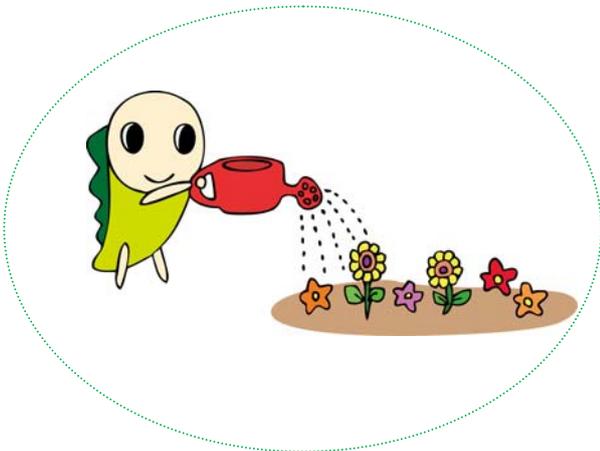


### 自然環境と人の営みが共存するまちの形成が進んでいます

- 屋敷林や農地などの民間のみどり、街路樹や公園などの公共のみどり、河川沿いの水辺環境を守り育み、それらをつなげたみどりのネットワークづくりが進んでいます。

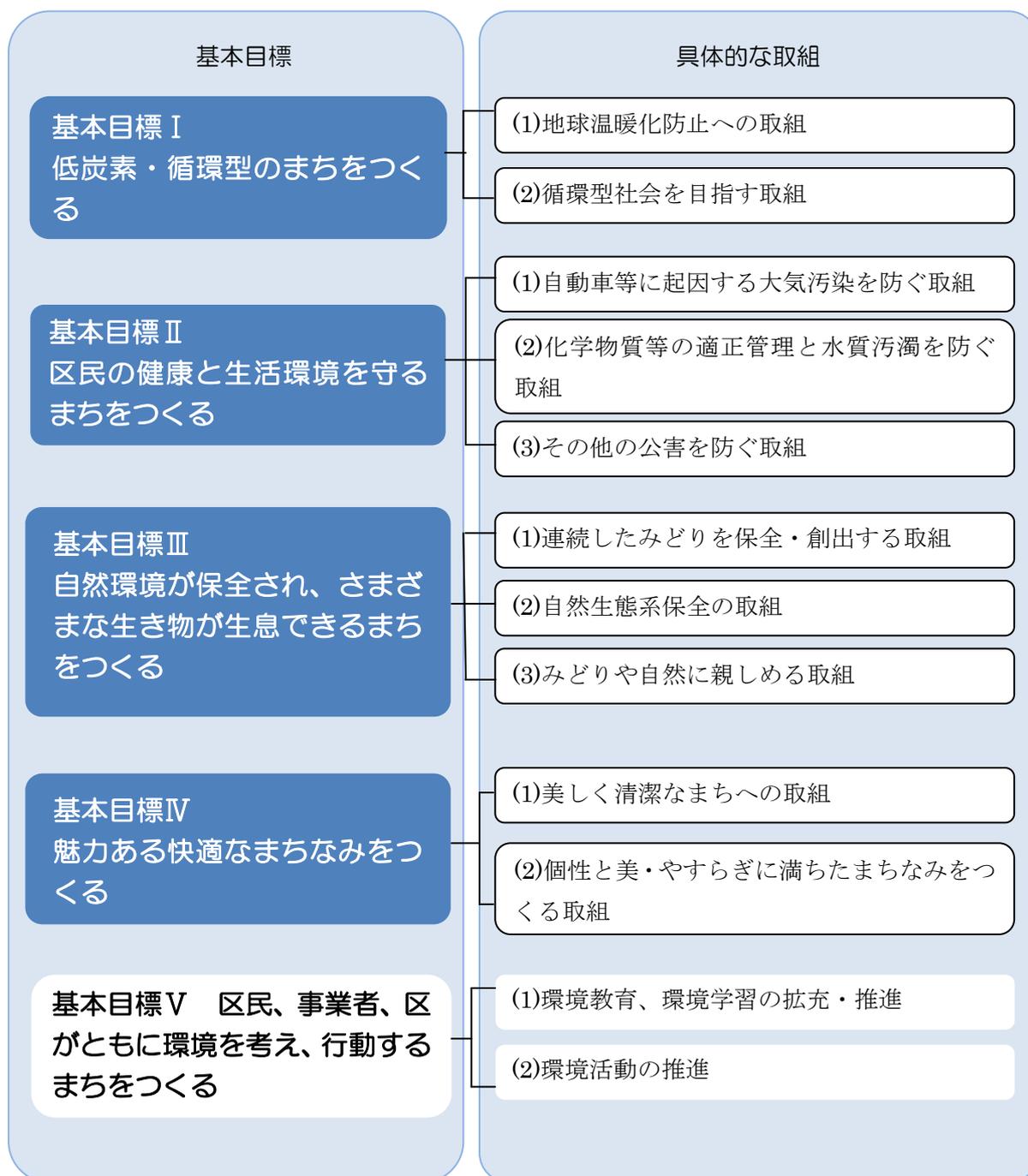
### 環境に関する様々な取組や自発的な行動が盛んになっています

- 誰もが環境の視点で考え、共に行動する意識と気運が高まり、区民、団体、事業者が環境に関する取組や行動を盛んに行っています。
- 暮らしや事業活動の中で、創エネルギーや省エネルギー・省資源への積極的な取組を行っています。
- 区民や環境 NPO 等との協働により、子どもも大人も楽しみながら参加できる環境学習講座等が 数多く提供され、多くの区民が環境についての理解を深め、自主的に環境行動に取り組んでいます。

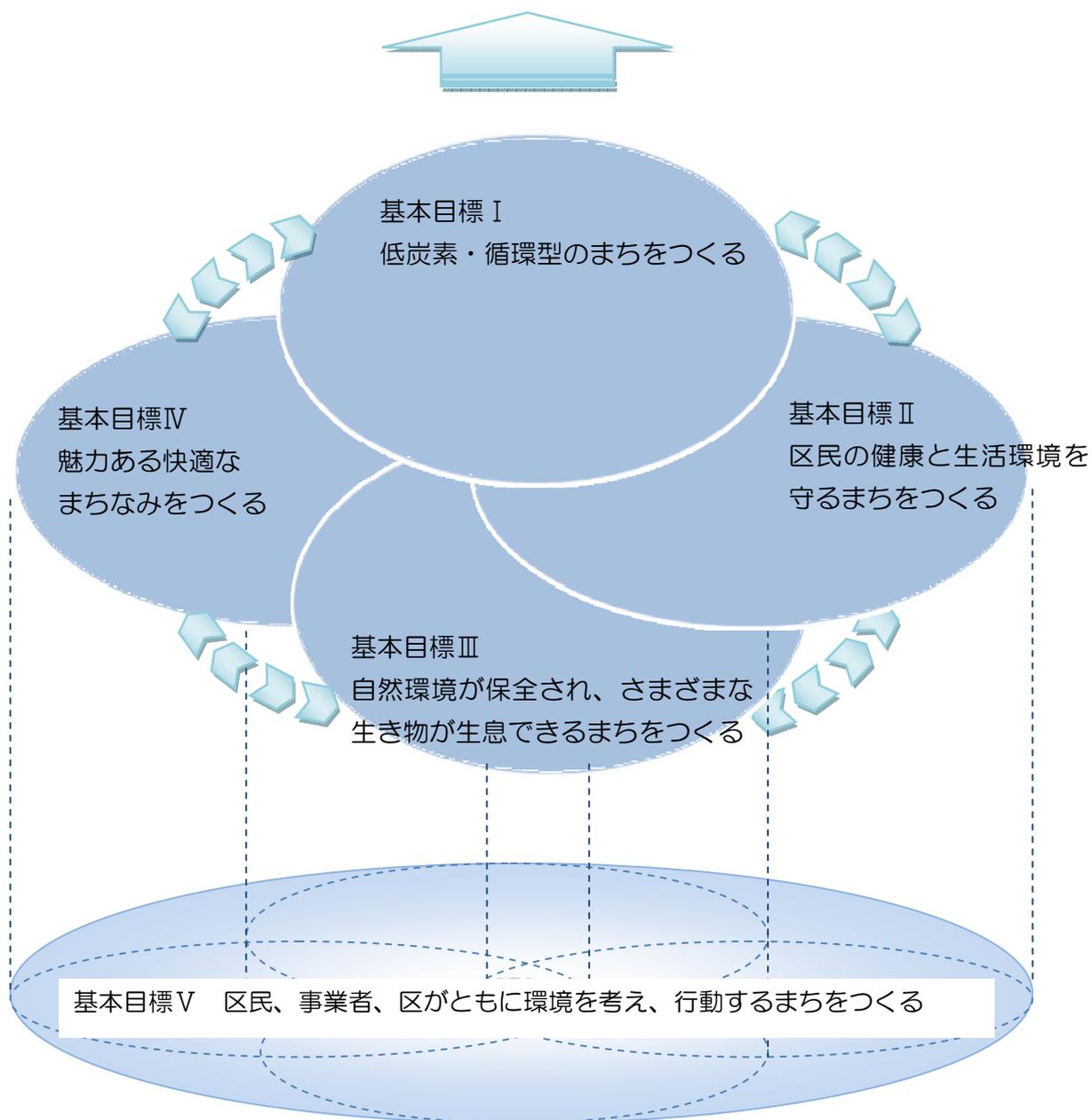


### 3-2 計画の体系

「区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現に向けて、基本目標と実施すべき具体的な取組について、以下のとおり定めます。



## 区民一人ひとりが創る持続可能な環境住宅都市 杉並



環境問題は相互に関連しており、環境問題解決のための対策も相互に関連しています。

本計画では、「持続可能な環境住宅都市 杉並」の実現に向けて、総合的に取組を展開していきます。

**基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる**

**(1)地球温暖化防止への取組**

- 1-1 省エネルギー対策の推進
- 1-2 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり
- 1-3 スマートコミュニティづくりの推進
- 1-4 住宅や建築物の省エネルギー化の推進
- 1-5 区役所における省エネルギー対策の推進
- 1-6 区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大
- 1-7 杉並清掃工場のごみ焼却発電余剰電力や廃熱の有効利用の促進
- 1-8 区民出資型による再生可能エネルギー整備の仕組みづくりの調査・研究
- 1-9 ヒートアイランド対策の推進☆
- ☆2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進
- ☆2-2 公共交通の充実
- ☆2-3 自転車利用環境の整備
- ☆2-4 歩行者空間の確保
- ☆2-11 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進

**(2)循環型社会を目指す取組**

- 1-10 ごみの減量に関する意識啓発
- 1-11 ごみの減量と適正な分別の普及
- 1-12 生ごみ減量対策の推進
- 1-13 マイバッグの普及
- 1-14 集団回収の促進
- 1-15 粗大ごみのリユース・リペア・リサイクルの推進
- 1-16 資源化品目の拡大
- 1-17 小型電子機器リサイクルの仕組みづくり
- 1-18 みどりのリサイクルの推進
- 1-19 事業系ごみ・資源の適正な排出
- 1-20 拡大生産者責任の徹底に関する要請
- 1-21 区施設からのごみの排出抑制

**基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる**

**(1)自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組**

- 2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進☆
- 2-2 公共交通の充実☆
- 2-3 自転車利用環境の整備☆
- 2-4 歩行者空間の確保☆
- 2-5 自転車交通量調査、大気汚染常時測定調査、自動車走行騒音振動測定調査の実施
- 2-6 微小粒子状物質(PM2.5)対応
- 2-7 大気汚染被害対策の実施
- 2-8 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策
- 2-9 児童生徒の健康管理の充実
- 2-10 大気汚染防止に向けた区施設での取組の推進
- 2-11 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進☆

**(2)化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組**

- 2-12 適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導
- 2-13 有害化学物質に関する情報の収集と提供
- 2-14 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除
- 2-15 アスベスト(石綿)の適正処理の指導
- 2-16 ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施
- 2-17 土壌汚染防止の指導
- 2-18 生活排水等による水質汚濁防止の啓発
- 2-19 定期河川水質調査の実施
- 2-20 合流式下水道改善の推進
- 2-21 地下水(井戸水)総合汚染調査の実施
- 2-22 水質汚濁防止のための区施設における取組の推進

**(3)その他の公害を防ぐ取組**

- 2-23 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導
- 2-24 地下水の揚水規制の強化等
- 2-25 公害発生防止など環境への対応を図る中小企業に対する支援
- 2-26 放射能情報の収集と提供
- 2-27 電磁波情報の収集と提供

**基本目標Ⅴ 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる**

**(1)環境教育、環境学習の拡充・推進**

- 5-1 地域における環境教育の推進
- 5-2 学校における環境教育の推進
- 5-3 中学生環境サミットの開催
- 5-4 エコスクールの推進☆
- 5-5 体験学習の拡充☆
- 5-6 清掃車(カットカー)の出前学習の実施

**(2)環境活動の推進**

- 5-7 様々な媒体による環境情報の提供
- 5-8 環境活動への支援
- 5-9 NPO等の活動の推進
- 5-10 新たな協働の推進

**基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる**

**(1)連続したみどりを保全・創出する取組**

- 3-1 樹木、樹林地の保全
- 3-2 農地の保全・活用
- 3-3 都市型農業の支援
- 3-4 緑化指導の充実
- 3-5 身近なみどりのネットワークづくり
- 3-6 民有地の緑化推進
- 3-7 区立施設の緑化推進
- 3-8 道路・河川緑化の推進
- 3-9 公園の整備
- 3-10 みどりの基金の積立、運用
- ☆1-9 ヒートアイランド対策の推進
- ☆5-4 エコスクールの推進

**(2)自然生態系保全の取組**

- 3-11 生物多様性に配慮した公園づくり
- 3-12 生き物生息場所の保全
- 3-13 水辺環境の整備
- 3-14 雨水浸透施設の設置促進
- 3-15 自然環境調査等の実施
- 3-16 外来鳥獣等の防除

**(3)みどりや自然に親しめる取組**

- 3-17 水とみどりに親しめる場の維持整備
- 3-18 区民農園の運営
- 3-19 援農ボランティアの支援
- 3-20 ふれあい農業体験の充実
- 3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進
- 3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発
- 3-23 みどりの相談所等緑化相談の充実
- 3-24 自然観察会などの開催
- ☆4-10 緑化活動の支援と推進
- ☆5-5 体験学習の拡充

**基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる**

**(1)美しく清潔なまちへの取組**

- 4-1 放置自転車対策の推進
- 4-2 ごみ・資源の排出の適正管理
- 4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進
- 4-4 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締りの実施
- 4-5 動物の適正飼養に関する啓発
- 4-6 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実
- 4-7 管理が不良な空き地等への是正指導
- 4-8 路上喫煙防止指導

**(2)個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組**

- 4-9 景観まちづくりの推進
- 4-10 緑化活動の支援と推進☆
- 4-11 公共施設による景観整備
- 4-12 歴史的建造物を活用したまちづくり
- 4-13 屋敷林等の保全の推進

<5-7 主な関連事業>

- 1-1 省エネルギー対策の推進
- 1-10 ごみの減量に関する意識啓発
- 1-11 ごみの減量と適正な分別の普及
- 1-12 生ごみ減量対策の推進
- 1-13 マイバッグの普及
- 3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発

<5-8 主な関連事業>

- 1-14 集団回収の促進
- 3-15 自然環境調査等の実施
- 3-19 援農ボランティアの支援
- 3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進
- 4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進
- 4-10 緑化活動の支援と推進

## 基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる

### (1) 地球温暖化防止への取組

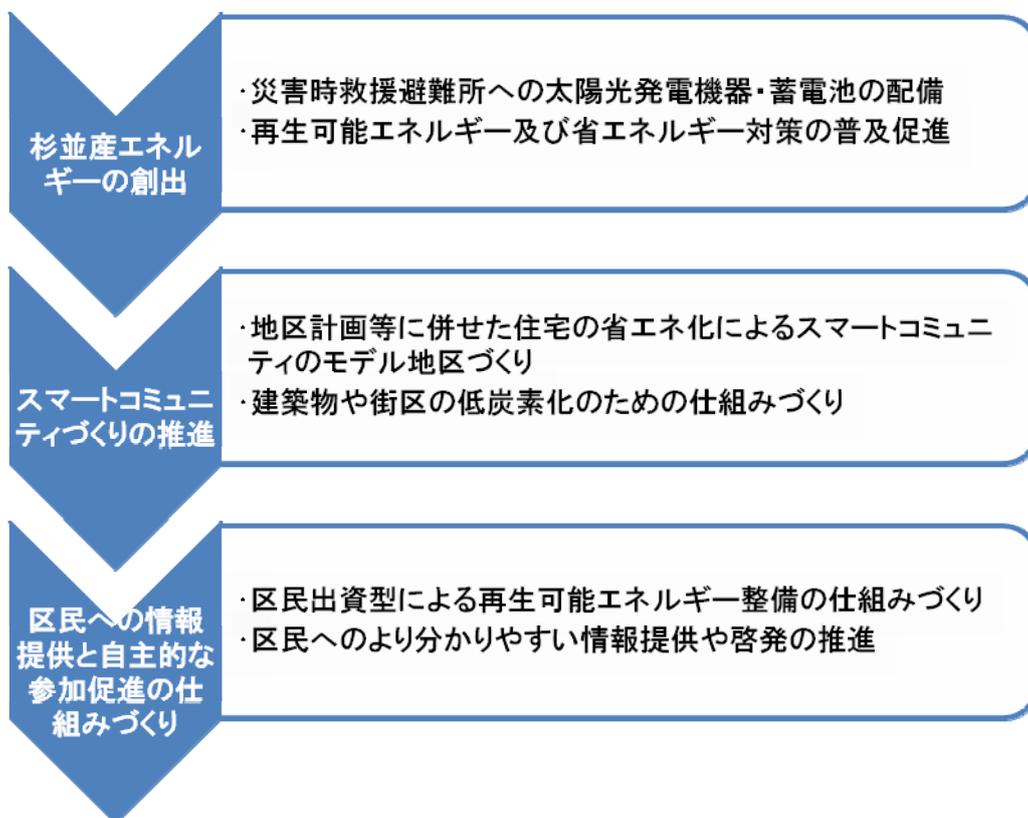
太陽光など再生可能エネルギーの活用拡大などにより低炭素・自立分散型エネルギーの導入拡大を図ります。

効果的な取組方法の紹介や分かりやすい情報提供の充実、住宅の省エネルギー化の誘導などにより、省エネルギー対策の推進、特にエネルギー消費量の約4分の3を占める家庭部門・業務部門における取組の推進を図ります。

また、地球温暖化対策と併せ、ヒートアイランド対策として緑化等を推進します。

区民の暮らしの安全・安心を守る基礎的自治体として、災害に強く快適で環境にやさしいエネルギー創造都市をめざし、誰もが、いつでも、快適に安心して暮らせるまちをつくるため、区は、平成25年6月に「杉並区地域エネルギービジョン」を策定しました。

### 【杉並区地域エネルギービジョン施策の方向性】



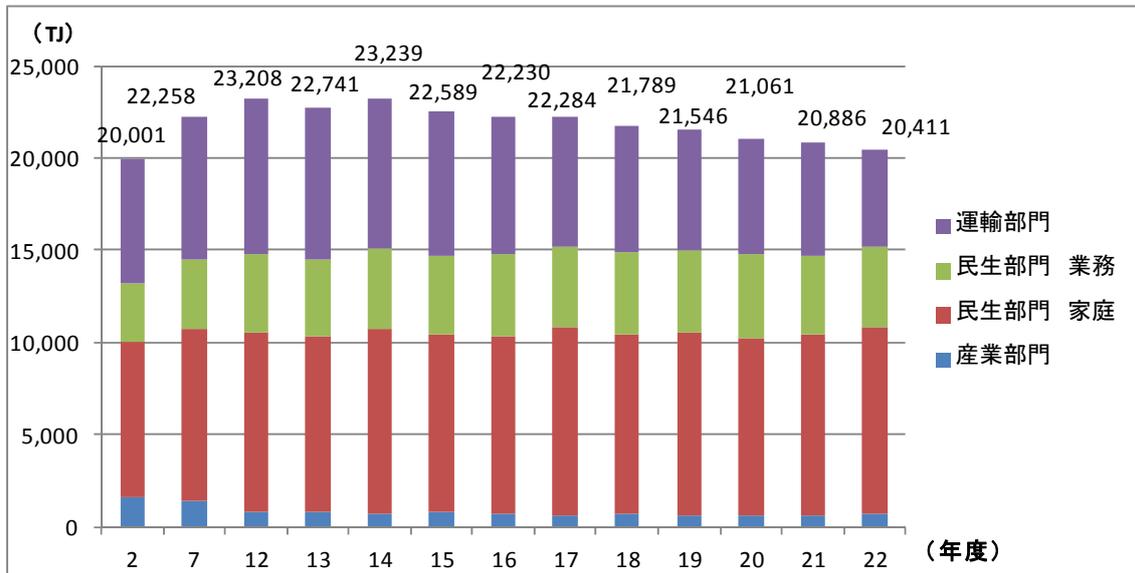
目標

- 杉並区全体のエネルギー消費量を平成 22 年度比で 10%削減します。
- 区内の電力消費量に対する再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池による発電量の割合を 2%まで増やします。
- 二酸化炭素排出量を平成 2 年度比で 2%削減します。(※暫定目標)

※国の目標値設定に合わせ、目標値の見直しを行います。

| 指標名                                    | 現状値<br>(22 年度) | 目標値<br>(33 年度) |
|--|----------------|----------------|
| エネルギー消費量                               | 20,411TJ       | 18,370TJ       |
| 電力消費量に対する再生可能エネルギー<br>及び家庭用燃料電池の発電量の割合 | 0.2%           | 2%             |
| 二酸化炭素排出量                               | 162.3 万 t-CO2  | 146.2 万 t-CO2  |

【区内の部門別エネルギー消費量の推移】



出典：特別区協議会資料

【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○不要な場所の照明は消灯します。</li> <li>○水道の蛇口はこまめに閉めます。</li> <li>○不要時は家電製品の主電源を切ります。</li> <li>○家電製品・車等を購入する際は省エネルギータイプを選びます。</li> <li>○自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。</li> <li>○エコドライブを心がけます。</li> <li>○マイバッグを持参します。</li> <li>○雨水の活用を心がけます。</li> </ul>  |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネルギーに配慮した製品開発・販売に努めます。</li> <li>○事業用施設・設備の省エネルギー対策を強化します。</li> <li>○法律に基づきフロンガス類を適正に管理します。</li> <li>○自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。</li> <li>○エコドライブを心がけます。</li> <li>○レジ袋を削減します。</li> <li>○雨水の活用を心がけます。</li> </ul>  |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 省エネルギー対策の推進</li> <li>1-2 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり</li> <li>1-3 スマートコミュニティづくりの推進</li> <li>1-4 住宅や建築物の省エネルギー化の推進</li> <li>1-5 区役所における省エネルギー対策の推進</li> <li>1-6 区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大</li> <li>1-7 杉並清掃工場のごみ焼却発電余剰電力や廃熱の有効利用の促進</li> <li>1-8 区民出資型による再生可能エネルギー整備の仕組みづくりの調査・研究</li> <li>1-9 ヒートアイランド対策の推進</li> <li>（再掲）2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進</li> <li>（再掲）2-2 公共交通の充実</li> <li>（再掲）2-3 自転車利用環境の整備</li> <li>（再掲）2-4 歩行者空間の確保</li> <li>（再掲）2-11 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進</li> </ul> |

【取組状況を把握するための主な指標】

- 各部門別エネルギー消費量
- 太陽光発電機器助成件数、普及率
- 再生可能エネルギーによる発電量

【区の実施】

|  |                      |
|--|----------------------|
| 1-1 省エネルギー対策の推進  | 環境課、産業振興センター、杉並土木事務所 |
| <p>① 環境団体やエネルギー事業者と協働して、個々の家庭のエネルギー消費状況を踏まえて、その家庭の生活スタイルに合ったきめ細かな省エネルギー相談を実施します。</p> <p>② 電力消費量が見える省エネナビやワットアワーメーターの貸出やHEMS、BEMSの情報提供により、家庭や事業所における省エネルギーの促進を図ります。</p> <p>③ 多様な媒体・手法による省エネルギー知識の普及啓発を図ります。</p> <p>④ 家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量の2割以上を占める給湯の省エネルギーを図るため、家庭用燃料電池などの高効率給湯器の助成を行います。</p> <p>⑤ 商店街装飾灯のLED化などへの環境整備助成により、地域社会での環境配慮の取組の推進を図ります。</p> <p>⑥ 区道の街路灯を環境に配慮した長寿命で効率の高いランプへ改修を進めます。</p> |                      |

|   |     |
|---|-----|
| 1-2 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり   | 環境課 |
| <p>地域特性を活かした再生可能エネルギーや家庭用燃料電池による地域分散型エネルギーの創出・活用により、安心・安全で快適な環境にやさしい住宅都市づくりを図ります。</p> |     |

|  |              |
|--|--------------|
| 1-3 スマートコミュニティづくりの推進   | 環境課、まちづくり推進課 |
| <p>木造住宅が集まる地域での建替えや地区計画の策定等に併せて、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」に配慮し、非常時にはエネルギーを融通することもできるスマートコミュニティのモデル地区づくりに向けた調査研究を進めます。</p> |              |

|   |         |
|---|---------|
| 1-4 住宅や建築物の省エネルギー化の推進   | 環境課、建築課 |
| <p>相談窓口の設置や省エネルギー対策・長寿命化対策の情報提供、省エネ診断及び受診サポート、住宅・マンションの環境性能に関する情報提供等を行い、住宅やビルの省エネルギー性能の向上や長寿命化を図ります。また、住宅・建築物について、区民に分かりやすい「エネルギー品質表示制度」を検討します。</p> |         |

|   |             |
|---|-------------|
| 1-5 区役所における省エネルギー対策の推進  | 環境課、経理課、営繕課 |
| <p>「杉並区環境・省エネ対策実施プラン」に基づく区役所の省エネルギーを継続・推進します。施設設備の更新等に当たっては、省エネ型の設備機器類の導入や拡大を検討します。</p> |             |

|  |         |
|--|---------|
| 1-6 区立施設における再生可能エネルギーの利用拡大   | 営繕課、環境課 |
| <p>小中学校等の救援避難所への再生可能エネルギー発電機器や蓄電池の設置を含む区立施設の再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。また、区有施設への新電力の導入を促進します。</p> |         |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1-7 杉並清掃工場のごみ焼却発電余剰電力や廃熱の有効利用の推進   | 環境課、<br>ごみ減量対策課 |
| 平成 29 年度に竣工予定の杉並清掃工場のごみ焼却発電余剰電力について、広域有効利用の推進の働きかけを行う他、廃熱の有効利用について、建替前から行っている高井戸温水プールや高齢者施設の他、周辺施設への熱供給を検討します。 |                 |

|  |     |
|--|-----|
| 1-8 区民出資型による再生可能エネルギー整備の仕組みづくりの調査・研究   | 環境課 |
| 再生可能エネルギーの普及への貢献やクリーンな環境をつくり、子どもたちの未来に資源を残したいと考える区民のために、区民出資による再生可能エネルギー整備の仕組みづくりを検討します。 |     |

|   |              |
|---|--------------|
| 1-9 ヒートアイランド対策の推進   | みどり公園課、土木計画課 |
| <p>① 緑化指導や屋上緑化・壁面緑化、区立施設の緑化などにより地表面や建物の自然被覆化を促進し、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。</p> <p>② ヒートアイランド現象の原因でもある道路表面の温度を低減させるため、歩道等の緑化や保水性舗装による整備に取り組み、併せて遮熱性舗装の整備について検討します。</p> |              |

<再掲>

- 2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進 (p.39)
- 2-2 公共交通の充実 (p.39)
- 2-3 自転車利用環境の整備 (p.39)
- 2-4 歩行者空間の確保 (p.39)
- 2-11 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進 (p.40)

### 【ヒートアイランド】

世界中の多くの都市で、都市の中心部が郊外に比べて気温が高いという現象が確認されています。この現象をヒートアイランド現象と言います。その気温差は、特に風のない夜間で大きく、また夏よりも冬のほうが差が大きいという傾向にあり、時に 5℃以上になることもあります。

その主な原因としては、アスファルトの道路やビルが昼間の太陽の熱射で深層まで高温となり、夜間に蓄積された熱が放出されることや、緑地面積が小さくなって植物や地表からの水分の蒸発量が減少し、熱が発散しにくくなったこと、都市への人口の集中により、各種のエネルギーの使用量が増え、排熱量が増加したことなどがあげられます。

## 【低炭素まちづくりイメージ】



## 【緑のカーテン (壁面緑化)】

夏の直射日光による室内の温度の上昇を防ぐには、葉の十分に茂った緑のカーテンが効果的です。日射の熱エネルギーの約80%をカットする効果があります。

植物は成長のために水を吸い上げ、葉から水分を蒸発させます。そのとき気化熱を奪うので、葉の温度上昇が抑えられます。そのため緑のカーテンは熱くならないで、葉から室内への放射熱を抑えて涼しく感じます。

緑のカーテンは、室温の上昇を抑えることで、省エネルギーにつながるほか、ヒートアイランド現象の緩和や、みどりの景観づくりなど、様々な効果をもたらします。



杉並区役所の緑のカーテン

## (2) 循環型社会を目指す取組

ごみの減量、資源の分別には、区民一人ひとりの取組が欠かせません。各世帯でのごみ・資源の分別の徹底や生ごみの減量によって、資源化できるものは資源化し、ごみを減らしていくことが重要です。ごみ減量や分別に対する理解や意識を高めるため、処理の現況やコストの問題も含めた分かりやすい情報提供を行うとともに、様々な情報媒体を活用するなど情報発信手法を工夫します。

リサイクルについて、区民の集団回収の取組を支援するとともに、事業者の拡大生産者責任を明確にするよう、立法措置を含めて国に継続して要請していきます。

### 【3R】

廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として再生利用（リサイクル）する場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせます。このため、廃棄物等を発生させない（削減する）リデュース（発生抑制）がまず重要となります。3R「Reduce（発生抑制）→Reuse（再利用）→Recycle（再生利用）」の考え方を基本として、区民、事業者、行政それぞれが取り組んでいくことが必要です。

ごみをださない  
Reduce

ごみになるものを買わない・もらわない。  
また、品物を選ぶときは丈夫で長く使える  
製品を購入する。

繰り返し使う（再利用）  
Reuse

使用済みになっても、その中でもう一度  
使えるものはごみとして廃棄しないで再  
利用する。

再生利用  
Recycle

再使用ができずに廃棄されたものでも、  
再生資源として利用する。

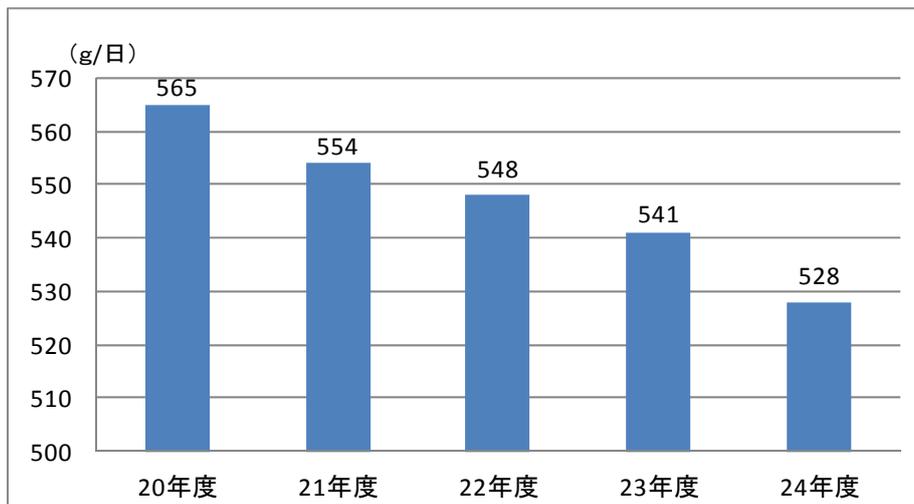
## 目標

区民一人1日あたりのごみ排出量を460gまで減らします。

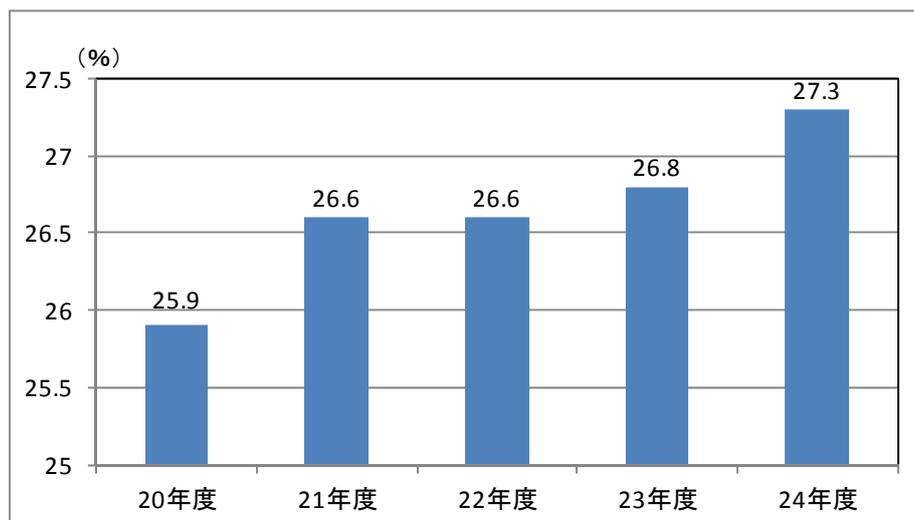
資源回収率を33%まで増やします。

| 指標名             | 現状値 (24年度) | 目標値 (33年度) |
|-----------------|------------|------------|
| 区民一人1日あたりのごみ排出量 | 528g       | 460g       |
| 資源回収率           | 27.3%      | 33%        |

### 【区民一人1日あたりのごみ排出量】



### 【資源回収率】



【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |   |
|-----|---|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○マイバッグの持参など、ごみを減らす工夫をします。</li> <li>○残飯を出さないように工夫します。</li> <li>○家具・家電製品は修理し、大事に使います。</li> <li>○資源の分別を徹底します。</li> <li>○資源の集団回収に参加します。</li> <li>○再生品を積極的に利用します。</li> </ul>  |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の再利用率を高め、過剰包装の抑制など、ごみの減量に努めます。</li> <li>○再生品の販売や活用をします。</li> <li>○生産者責任のもと資源化ルートをつくります。</li> <li>○再利用・資源化しやすい製品をつくります。</li> <li>○事業系ごみ・資源の適正な排出に努めます。</li> </ul>   |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1-10 ごみの減量に関する意識啓発</li> <li>1-11 ごみの減量と適正な分別の普及</li> <li>1-12 生ごみ減量対策の推進</li> <li>1-13 マイバッグの普及</li> <li>1-14 集団回収の促進</li> <li>1-15 粗大ごみのリユース・リペア・リサイクルの推進</li> <li>1-16 資源化品目の拡大</li> <li>1-17 小型電子機器リサイクルの仕組みづくり</li> <li>1-18 みどりのリサイクルの推進</li> <li>1-19 事業系ごみ・資源の適正な排出</li> <li>1-20 拡大生産者責任の徹底に関する要請</li> <li>1-21 区施設からのごみの排出抑制</li> </ul> |

【取組の進捗状況を把握する主な指標】

- 集団回収量、集団回収実施団体数
- マイバッグ持参率、マイバッグ持参率 60%以上の店舗数

【区の取組】

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1-10 ごみの減量に関する意識啓発  | ごみ減量対策課、杉並清掃事務所 |
| <p>区民が主体となり、ごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会を実現するため、清掃情報紙やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、区民・事業者に対して、身近にできるごみの減量方法や清掃にかかるコストなどの情報を発信します。</p> <p>区民が主体的にごみの処理や資源化について情報を共有できる仕組みづくりを進めます。</p> |                 |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1-11 ごみの減量と適正な分別の普及  | ごみ減量対策課、杉並清掃事務所 |
| <p>① 「ごみ・資源収集カレンダー」の配布やスマートフォン用アプリケーションなどを通じた広報活動や町会・自治会・集合住宅の管理組合・商店会等への出張説明会や排出指導により、適正な分別方法の徹底や排出マナーを向上させるため普及啓発を行います。</p> <p>② 集合住宅の所有者・管理人・不動産関連団体等と連携した普及啓発や排出管理を行います。</p> |                 |

|  |         |
|--|---------|
| 1-12 生ごみ減量対策の推進  | ごみ減量対策課 |
| <p>① 無駄なものは買わない（発生抑制）、生ごみを出さない調理法等と併せて家庭ごみの約4割を占める生ごみの水切りによる減量効果を広くPRするとともに、新たな水切りのアイデアを区民から求め、更なるごみの減量に取り組みます。</p> <p>② 区民に対するコンポスト化容器と生ごみ処理機の購入費の一部助成を行うことにより、家庭から排出される生ごみを自家で処理し、生ごみの減量を進めるとともに、家庭内での生ごみたい肥の有効利用を促進します。</p> <p>③ 事業者との連携により、消費者が排出する未利用食品等の生ごみを資源化する仕組みづくり等、生ごみを減量する新たな手法についても研究を行い、確立していきます。</p> |         |

|   |     |
|---|-----|
| 1-13 マイバッグの普及   | 環境課 |
| <p>マイバッグの普及を図るため、マイバック持参率の低い事業所へ協力を依頼するとともにマイバッグ推進連絡会と連携し、普及啓発活動を実施します。また、地域や学校等でのマイバッグ推進について、自主的な活動を促進するため各種支援を行います。</p> |     |

|  |         |
|--|---------|
| 1-14 集団回収の促進   | 杉並清掃事務所 |
| <p>町会・自治会、集合住宅等に出向いて制度の説明を行い、集団回収団体の拡大を図ります。また、集団回収団体に対しては、意見交換会の開催、回収量に応じた報奨金や活動に必要な物品を支給するなど、活動の支援を行います。</p> |         |

|   |         |
|---|---------|
| <b>1-15 粗大ごみのリユース・リペア・リサイクルの推進</b>  | 杉並清掃事務所 |
| <p>① 粗大ごみの減量のため、まだ利用可能な家具等をリユース・リペアできるルートや仕組みづくりを検討します。</p> <p>② 再利用（リユース）ができず、粗大ごみとして処理されるものの中で、有用金属を含む金属類等の再生利用が可能なものについて資源化し、粗大ごみを減量します。</p> |         |

|   |         |
|---|---------|
| <b>1-16 資源化品目の拡大</b>  | ごみ減量対策課 |
| <p>① 不燃ごみの収集体制を見直し、金属類や陶磁器等の再生利用が可能なものについての資源化を進めます。</p> <p>② 不燃ごみの収集体制の見直しにあわせて蛍光灯などの水銀含有物や有害危険物（スプレー缶、ガスボンベ）の分別回収を行い、有害物を適正に処理したのち、再生利用に結び付け、金属類や陶磁器等を再資源化する仕組みづくりを検討し具体化します。</p> |         |

|   |         |
|---|---------|
| <b>1-17 小型電子機器リサイクルの仕組みづくり</b>  | ごみ減量対策課 |
| <p>民間事業者の行う再資源化の取組の動向を踏まえ、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、区における小型電子機器リサイクルの仕組みを検討し、具体化します。</p> |         |

|  |            |
|--|------------|
| <b>1-18 みどりのリサイクルの推進</b>   | みどり公園課、環境課 |
| <p>公園等の樹木からでる剪定枝・落ち葉をチップ化・腐葉土化して利用するとともに、区民のみどりのリサイクル活動を支援しながら、ごみの減量化と環境への負荷低減を図ります。</p> |            |

|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>1-19 事業系ごみ・資源の適正な排出</b>   | ごみ減量対策課、杉並清掃事務所 |
| <p>① 住居と店舗等が混在している事業者に対する排出指導を徹底し、家庭ごみとの分別を明確にして収集します。</p> <p>② 負担の適正化のため、事業系有料ごみ処理券の貼付について周知徹底するとともに、未貼付の事業者への適正な貼付の指導・周知を行います。</p> |                 |

|   |         |
|---|---------|
| <b>1-20 拡大生産者責任の徹底に関する要請</b>                                      | ごみ減量対策課 |
| <p>事業者の拡大生産者責任を明確にしていくため、法整備を含めた対応について、全国市長会等を通して国に引き続き要請します。</p> |         |

## 1-21 区施設からのごみの排出抑制

経理課、環境課、庶務課

区施設内から排出するごみの総量を抑制するため、ごみとなるものの持込み抑制、廃棄物の分別とリサイクルの徹底を、定期的に職員に周知、指導します。

### 【杉並清掃工場】

杉並清掃工場は、昭和 57 年の竣工から 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んだことから、平成 24 年 1 月末をもってごみの搬入を停止し、現在、建替工事を施工しています。建替工事にあたっては、仮設テントを設置し、騒音・振動の発生抑制や粉じんの飛散防止に努めています。

また、新しい杉並清掃工場は、①工場棟の高さを旧清掃工場の高さ以下に抑え、建設地が位置する閑静な住宅街に配慮した周辺環境と調和したデザインとする。②屋上緑化や周回路の緑化を積極的に進め、武蔵野のみどりに親しみふれあえる緑化空間とする。③従来よりも効率の高い廃棄物発電設備を導入し発電電力量の増加(6,000kw→24,000kw)を図り、余熱を高井戸市民センターなどで利用する。④自然光の利用やLED照明による電力量の低減などの省エネルギー化に努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組む。以上のような環境に配慮した計画となっています。

新清掃工場は平成 29 年秋に竣工・稼働する予定です。それまでの間、杉並区で排出されたごみは 23 区内の他の清掃工場で焼却します。



## 基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

### (1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組

大気汚染対策は国や都などの関係機関と連携して広域的、総合的に取り組む必要があります。

大気汚染測定調査などを継続して実施し、結果に基づき国や都へ対策を要請するほか、低公害車の利用やエコドライブの推進、自動車から公共交通機関や自転車・徒歩への移手段の転換を促進します。関係機関と連携して、公共交通機関の利便性の向上や、自転車利用環境の整備、歩きやすいまちづくりなど、自動車に過度に依存しないまちづくりを進めていきます。

#### 目標

区内の光化学オキシダントの環境基準を達成します。

| 指標名                 | 現状（24年度） | 目標（33年度） |
|---------------------|----------|----------|
| 光化学オキシダント（区内測定ポイント） | 未達成      | 達成       |

#### 【平成24年度の測定室の環境基準適合状況】

| 測定室名   | 測定室に面した幹線道路 | 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) |    | 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) | 一酸化炭素 (CO) |    | 光化学オキシダント (Ox) | 浮遊粒子状物質 (SPM) |    | 微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) |    |
|--------|-------------|--------------------------|----|--------------------------|------------|----|----------------|---------------|----|------------------------------|----|
|        |             | 短期                       | 長期 | 長期                       | 短期         | 長期 | 短期             | 短期            | 長期 | 短期                           | 長期 |
| 区役所前   | 青梅街道        | ○                        | ○  | ○                        | ○          | ○  | ×              | ○             | ○  | —                            | —  |
| 富士見丘   | 放射5号線       | ○                        | ○  | ○                        | ○          | ○  | ×              | ○             | ○  | —                            | —  |
| 高円寺    | 環状七号線       | —                        | —  | ○                        | ○          | ○  | —              | ○             | ○  | —                            | —  |
| 久我山    | —           | —                        | —  | ○                        | —          | —  | —              | —             | —  | —                            | —  |
| 杉並(都)  | —           | —                        | —  | ○                        | —          | —  | ×              | ○             | ○  | ×                            | ×  |
| 下井草(都) | 早稲田通り       | —                        | —  | ○                        | —          | —  | —              | ○             | ○  | —                            | —  |

○：達成 ×：非達成 —：計測していない

## 【光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)平成 24 年度測定結果】

| 測定室名 | 測定室に面した<br>幹線道路 | 環境基準                      | 1時間値が環境基準<br>を超えた時間数 | 年度平均値<br>ppm |
|------|-----------------|---------------------------|----------------------|--------------|
| 区役所前 | 青梅街道            | 1時間値が 0.06ppm<br>以下であること。 | 177                  | 0.021        |
| 富士見丘 | 放射 5 号線         |                           | 296                  | 0.026        |

## 【PM2.5（微小粒子状物質）】

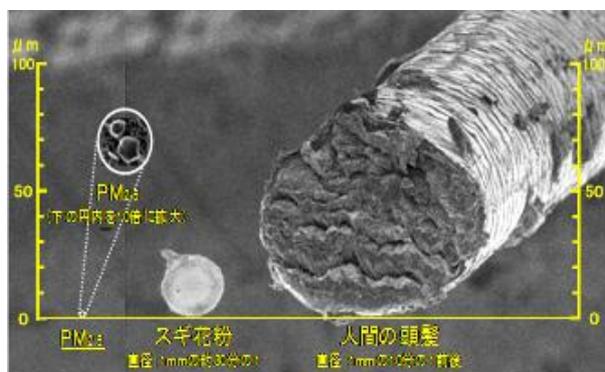
微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが 2.5 マイクロメートル(1 マイクロメートル:1 ミリメートルの 1,000 分の 1)以下の非常に小さな粒子のことです。

その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれます。

微小粒子状物質(PM2.5)には、物の燃焼などによって直接排出されるもの(一次生成)と、環境大気中の化学反応により生成されたもの(二次生成)とがあります。微小粒子状物質(PM2.5)は粒子の大きさが非常に小さい(髪の毛の太さの 30 分の 1)ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患のリスクの上昇が懸念されます。また、肺がんのリスクの上昇や、循環器系への影響も懸念されています。

日本国内では、西日本の広い地域で環境基準を超える濃度が一時的に観測されましたが、全国の一般測定局における環境基準の超過率について、平成 25 年 1 月のデータを平成 24 年、平成 23 年の同時期と比較すると、高い傾向は認められますが、大きく上回るものではありません。なお、これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、浮遊粒子状物質(SPM)と微小粒子状物質(PM2.5)の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。

東京都では PM2.5 の測定器を都内に設置し、測定結果をホームページに公開しています。



画像：東京都ホームページより引用

【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |   |
|-----|---|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○車を購入する際は低公害・低燃費車を選びます。</li> <li>○自動車は適正な整備を行います。</li> <li>○自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。</li> <li>○エコドライブを心がけます。</li> </ul>   |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○車を購入する際は低公害車・低燃費車を選びます。</li> <li>○自動車は適正な整備を行います。</li> <li>○自動車の使用を控え、公共交通機関を利用します。</li> <li>○エコドライブを心がけます。</li> </ul>  |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進</li> <li>2-2 公共交通の充実</li> <li>2-3 自転車利用環境の整備</li> <li>2-4 歩行者空間の確保</li> <li>2-5 自転車交通量調査、大気汚染常時測定調査、自動車走行騒音振動測定調査の実施</li> <li>2-6 微小粒子状物質（PM2.5）対応</li> <li>2-7 大気汚染被害対策の実施</li> <li>2-8 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策</li> <li>2-9 児童生徒の健康管理の充実</li> <li>2-10 大気汚染防止に向けた区施設での取組の推進</li> <li>2-11 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進</li> </ul> |

【取組の進捗状況を把握する主な指標】

- できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を使って移動している人の割合
- 自動車交通量
- 自転車駐車場整備台数
- 交通の便がよいと思う人の割合
- 光化学スモッグ注意報発令回数
- 光化学スモッグ被害届出者数

【区の取組】

|   |     |
|---|-----|
| <b>2-1 低公害車・低燃費車の普及促進、エコドライブの促進</b>   | 環境課 |
| <p>① 区民、事業者が公共機関を利用するなど、環境に配慮し、自動車の利用を控えるよう啓発を行います。</p> <p>② 大気汚染の防止を図るため、低公害車・低燃費車の普及拡大に向けた啓発を行うとともに、エコドライブを推奨します。</p> |     |

|  |       |
|--|-------|
| <b>2-2 公共交通の充実</b>   | 交通対策課 |
| <p>幹線道路の整備等にあわせた公共交通のさらなる充実に向けて、調査・検討を進めます。まちづくりを検討していく中で、公共交通機関の利便性の向上のため、既存バスの延伸、新設などをバス事業者及び関係機関の協力により進めます。</p> |       |

|   |       |
|---|-------|
| <b>2-3 自転車利用環境の整備</b>   | 交通対策課 |
| <p>環境負荷の少ない自転車利用を促進するため、安全な自転車走行空間の整備などを検討するとともに、走行ルール・マナーの徹底を図ります。また、駅周辺の自転車駐車を拡充整備し、収容台数を増やします。</p> |       |

|   |       |
|---|-------|
| <b>2-4 歩行者空間の確保</b>   | 土木計画課 |
| <p>区道の無電柱化など、歩行者の安全性・快適性を高め、高齢者や障害者をはじめ、誰にでもやさしいまちづくりを行い、徒歩で移動しやすいまちをつくります。</p> |       |

|   |     |
|---|-----|
| <b>2-5 自転車交通量調査、大気汚染常時測定調査、自動車走行騒音振動測定調査の実施</b>   | 環境課 |
| <p>交通量の多い幹線道路の交通量調査を計画的に実施します。また、環状7号線、青梅街道等4地点で、窒素酸化物、硫黄酸化物などの大気汚染常時測定調査を行い、環境基準を満たしていない地点を把握します。さらに、区内幹線道路の自動車騒音及び振動を継続的に測定します。これらの調査結果は、環境マップ、環境白書で公表するとともに、道路管理者である国や東京都に提供し、道路改修などの環境改善対策を要請します。</p> |     |

|   |     |
|---|-----|
| <b>2-6 微小粒子状物質（PM2.5）対応</b>                       | 環境課 |
| <p>注意喚起のための暫定的な指針値を超えた場合には、区民へ周知し、健康被害を防止します。</p> |     |

|   |       |
|---|-------|
| <b>2-7 大気汚染被害対策の実施</b>  | 保健予防課 |
| <p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく健康被害予防事業として、乳幼児のアレルギ－相談や公害保健学級を開催します。また気管支ぜん息等を対象とする医療費助成を実施し、区民の健康障害の救済を図ります。</p> |       |

|  |           |
|--|-----------|
| <b>2-8 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策</b>   | 保健予防課、環境課 |
| <p>区民に対して、光化学スモッグ発生時の被害予防方法の周知を図ります。また、注意報等が発令された場合には、情報を速やかに区民等へ周知し、健康被害を防止します。さらに、被害発生時には、被害状況に応じて健康危機管理保健所対策本部を設置し、施設管理者等と協力して健康被害の軽減を図ります。</p> |           |

|  |     |
|--|-----|
| <b>2-9 児童生徒の健康管理の充実</b>  | 学務課 |
| <p>児童生徒が、快適で安全な学校生活を送り、健やかに成長するため、健康診断を実施し、呼吸器系疾患の早期発見に努めるとともに、校舎内の水質検査や空気中の化学物質濃度検査を実施します。また、教職員を対象にぜん息等に関する専門研修を実施し、疾患を持つ児童生徒に適切に対応するとともに、養護教諭を中心に各学校における相談体制を充実させ、子供たちの健康づくりを推進します。</p> |     |

|   |         |
|---|---------|
| <b>2-10 大気汚染防止に向けた区施設での取組の推進</b>  | 経理課、営繕課 |
| <p>区立施設において、環境負荷の低減を考慮したボイラーや冷温水発生機などの高効率の熱源機器を導入し、省エネルギー化を推進します。さらに、ボイラー燃料の良質燃料への転換や使用の抑制、低 NO<sub>x</sub> 型機器の導入などによって、大気汚染原因物質の発生を防止します。</p> |         |

|   |     |
|---|-----|
| <b>2-11 庁有車の利用抑制と低公害車の導入促進</b>                                    | 経理課 |
| <p>毎週水曜日のノーカーデーの実施を徹底し、庁有車の使用を抑制するとともに、車両の買い替え時には、低公害車を導入します。</p> |     |

**【環境と交通】**

自動車は、私たちの暮らしや社会経済活動に欠かせないものですが、一方で大気汚染、騒音・振動など、私たちの健康や生活環境の悪化など原因の一つになっています。

また、区内の温室効果ガスの排出量のうち、運輸部門からの排出量は全体の約 2 割を占めており、地球温暖化防止の観点からも自動車からの環境負荷の低減を進める必要があります。

低公害車の普及やエコドライブの推進など、自動車単体からの排出ガスの低減に加え、自動車に過度に依存しない事業活動や生活様式への転換が求められています。



## (2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組

区民の健康に悪影響を与える恐れのある有害化学物質を減らすため、区内関連事業所を対象に調査を行い、適正管理化学物質などの排出状況を把握するとともに、必要に応じて区民、事業者に対して、有害化学物質の取扱方法等の情報提供や指導を行います。

光化学オキシダントの原因となるVOC(揮発性有機化合物)の発生抑制に向け、区民への情報提供や事業者への啓発などを行います。

### 目標

適正管理化学物質の環境への排出量を 10,000kg/年まで減らします。

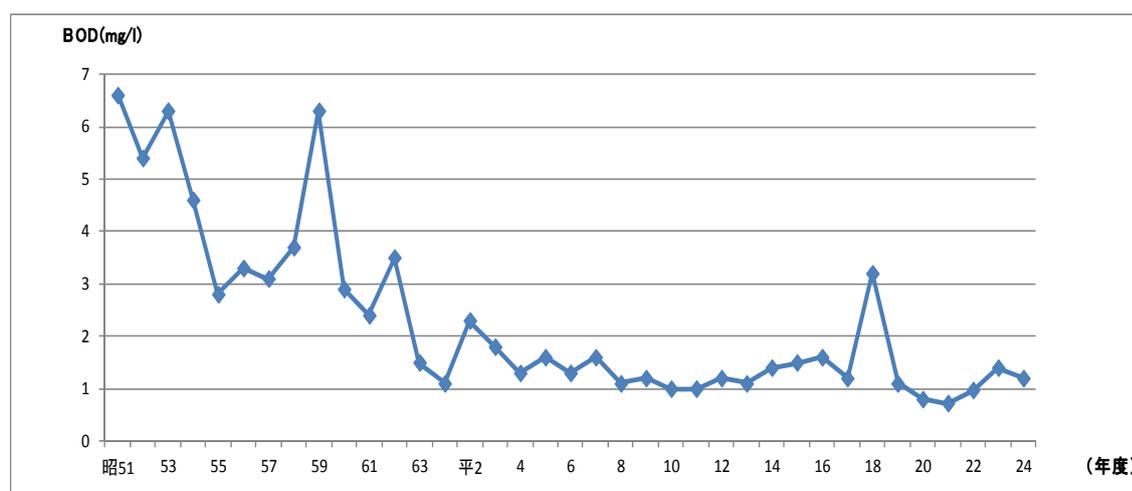
区内河川 BOD (生物化学的酸素要求量) を 1.0mg/l以下にします。

大気ダイオキシン類年平均濃度を 0.020pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下にします

| 指標名               | 現状値 (24 年度)                | 目標値 (33 年度)                |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|
| 適正管理化学物質の環境への排出量  | 11,074kg/年                 | 10,000kg/年                 |
| BOD 年平均濃度(区内測定箇所) | 1.4~2.3mg/l                | 1.0mg/l以下※                 |
| 大気ダイオキシン類年平均濃度    | 0.022pg-TEQ/m <sup>3</sup> | 0.020pg-TEQ/m <sup>3</sup> |

※神田川 BOD 環境基準 5mg/l以下

### 【神田川ー乙女橋での BOD の経年変化】



【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |   |
|-----|---|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質が排出される商品の購入・使用を減らします。</li> <li>○小型焼却炉等によるごみ等の焼却はしません。</li> <li>○新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力さけます。</li> <li>○排水に生ごみや油が混入しないよう、水洗いの前に紙等で拭きとるように心がけます。</li> <li>○洗剤は環境対応タイプを選び、その使用は必要最低限に留めます。</li> </ul>   |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物を減らします。</li> <li>○有害化学物質の廃棄は、法令に基づき適正に処理します。</li> <li>○管理する化学物質を公表します。</li> <li>○商品等の有害性情報を消費者に分かりやすく表示します。</li> <li>○有害化学物質の使用抑制、代替物質を検討します。</li> <li>○新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力さけます。</li> <li>○アスベスト使用建物の解体時には、適正な処理を行います。</li> </ul>   |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2-12 適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導</li> <li>2-13 有害化学物質に関する情報の収集と提供</li> <li>2-14 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除</li> <li>2-15 アスベスト（石綿）の適正処理の指導</li> <li>2-16 ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施</li> <li>2-17 土壌汚染防止の指導</li> <li>2-18 生活排水等による水質汚濁防止の啓発</li> <li>2-19 定期河川水質調査の実施</li> <li>2-20 合流式下水道改善の推進</li> <li>2-21 地下水（井戸水）総合汚染調査の実施</li> <li>2-22 水質汚濁防止のための区施設における取組の推進</li> </ul> |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- 主な揮発性有機化合物（VOC）の排出量
- 大気中のダイオキシン類濃度、河川ダイオキシン類濃度
- 河川水質調査結果



【区取組】

|  |     |
|--|-----|
| <b>2-12 適正管理化学物質の取扱事業者への規制・指導</b>                                    | 環境課 |
| 対象事業者には毎年、定期的に適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促していきます。 |     |

|   |     |
|---|-----|
| <b>2-13 有害化学物質に関する情報の収集と提供</b>  | 環境課 |
| 有害化学物質の取り扱い方法、使用や廃棄に伴い有害化学物質が排出される恐れのある商品等の情報を収集し、区民や事業者に提供します。                   |     |
| 光化学オキシダントの要因ともなる VOC などの化学物質使用量抑制に向け、届出義務のない中・小事業者に対して、使用する化学物質の環境への排出削減を促していきます。 |     |

|   |         |
|---|---------|
| <b>2-14 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除</b>  | 営繕課、建築課 |
| ① 区施設の新築、改修工事時には有害化学物質を含有する建材等は使用しません。また、有機溶剤を含まない水性塗料等を使用します。さらに、完成時には揮発性有機化合物濃度を測定し、利用者の健康に配慮します。 |         |
| ② 民間建築物について、シックハウス対策として建築確認申請時に審査し、完了検査時に確認することで、有害化学物質を含まない建材を使用した安心・安全な建物の建築を促していきます。             |         |

|  |     |
|--|-----|
| <b>2-15 アスベスト（石綿）の適正処理の指導</b>  | 環境課 |
| 建物等の解体前に、吹付け石綿や石綿を含む建材が使用されているか調査を適切に行い、それらが含まれる場合には、石綿の飛散が起らないよう防止対策を講じて解体等するよう指導します。 |     |

|   |     |
|---|-----|
| <b>2-16 ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施</b>   | 環境課 |
| 大気に関するダイオキシン調査は、年 4 回、井草森公園、南荻窪図書館、郷土博物館の 3 地点で実施します。また、河川に関する調査は、年 2 回、宮下橋（神田川）、佃橋（神田川、玉川上水放流口）、尾崎橋（善福寺川）、和田見橋（神田川）の 4 地点で実施します。これらの調査を通じて、ダイオキシン類などの有害物質が、区民の健康に与える影響がないことを確認するとともに、環境基準を超えるなど、万一、影響がある場合には、周辺区や河川の水質を管理する東京都との連携のもと、適切な措置を講じていきます。 |     |

|  |              |
|--|--------------|
| <b>2-17 土壌汚染防止の指導</b>  | 環境課、産業振興センター |
| <p>① 都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)に基づき、有害物質を扱っていた工場等の廃止時に、土壌汚染調査の実施を指導し、汚染が確認された場合には汚染拡散防止計画を提出させるとともに、現場にて対策の履行状況を確認します。</p> <p>② 減農薬・減化学肥料に努め、土壌を汚染することのないよう農家への啓発を行い、区民に安心安全な農作物を提供します。</p> |              |

|   |             |
|---|-------------|
| <b>2-18 生活排水等による水質汚濁防止の啓発</b>   | 環境課、ごみ減量対策課 |
| <p>台所の生ごみや廃天ぷら油、薬品類を排水溝に捨てないようにするなど、正しいごみの排出方法と併せて広報紙や区ホームページ等を活用して、区民・事業者に対して、水質汚濁を防止するための啓発を行います。</p> |             |

|   |     |
|---|-----|
| <b>2-19 定期河川水質調査の実施</b>   | 環境課 |
| <p>河川の汚染状況を示す生物化学的酸素要求量(BOD)や窒素、有機リン等の濃度を調査し、水質確保や親水護岸などの河川整備の基礎資料として活用します。調査は神田川(宮下橋、乙女橋)、善福寺川(井荻橋、堀之内橋)、妙正寺川(松下橋)の5地点で、年4回行います。</p> |     |

|   |       |
|---|-------|
| <b>2-20 合流式下水道改善の推進</b>   | 土木計画課 |
| <p>降雨時に下水道から河川への放流を減少させる貯留施設の早期整備に向けて、事業主体である東京都との連携を強化します。</p> |       |

|  |       |
|--|-------|
| <b>2-21 地下水(井戸水)総合汚染調査の実施</b>              | 生活衛生課 |
| <p>定点観測井戸の水質検査を実施し、杉並区の地下水汚染の実態を把握します。</p> |       |

|  |                      |
|--|----------------------|
| <b>2-22 水質汚濁防止のための区施設における取組の推進</b>   | 学務課、学校整備課<br>経理課、営繕課 |
| <p>区役所や学校などの区施設から生ごみや廃天ぷら油、薬品類が排水に混入しないよう、清掃で使用する洗剤使用量の適正化の推進や、グリストラップ等の定期清掃を計画的に実施し、水質汚濁を防止します。</p> |                      |

## 【光化学スモッグ】

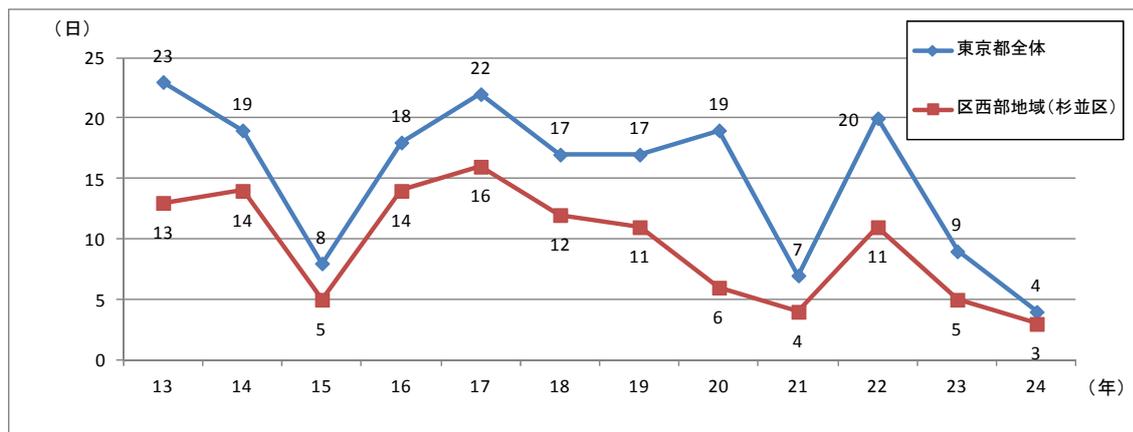
工場や事業場、自動車から出される大気中の窒素酸化物及び揮発性有機化合物質(VOC)が太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こし、オゾン(O<sub>3</sub>)やパーオキシアルナイトレート(PAN)、ホルムアルデヒドなどの有害物質に変化します。これらの化学反応によって作られた有害物質のことを「光化学オキシダント」と言います。この光化学オキシダントが発生して白いもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

光化学スモッグは最高気温が 25℃以上、日中 2.5 時間以上の日照がある、風が弱い、夏型の気圧配置といった条件がそろったときに発生しやすくなります。

光化学スモッグによる被害は、1940 年代中頃のロサンゼルスで発生したのが最初といわれています。

日本では昭和 45 年 7 月 18 日に杉並区内の私立東京立正高校で最初に発生し、以来各地で夏期を中心に光化学スモッグによると見られる被害の報告があります。

### 【光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化】



(注1) 警報は昭和 49 年・50 年に各 1 回発令

### 【VOC(揮発有機化合物)とは】

大気中に排出され、又は飛散した時に期待である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定めるものを除く。)のことです。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど、主なものだけでも 200 種類あります。

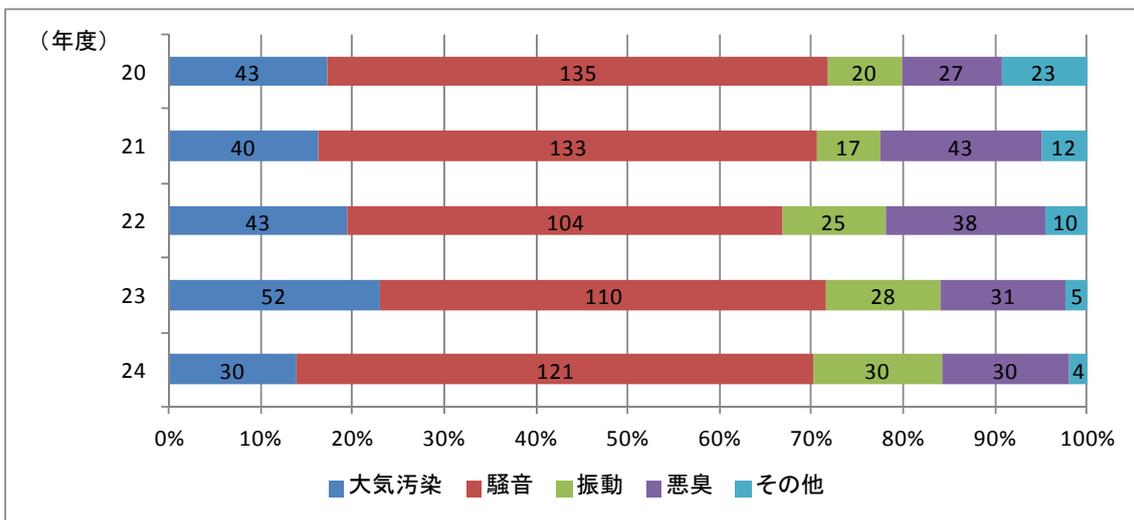
VOC は塗料、洗浄剤、接着剤、インキ等に含まれるほか、ドライクリーニングなど様々な分野で使用されています。

### (3) その他の公害を防ぐ取組

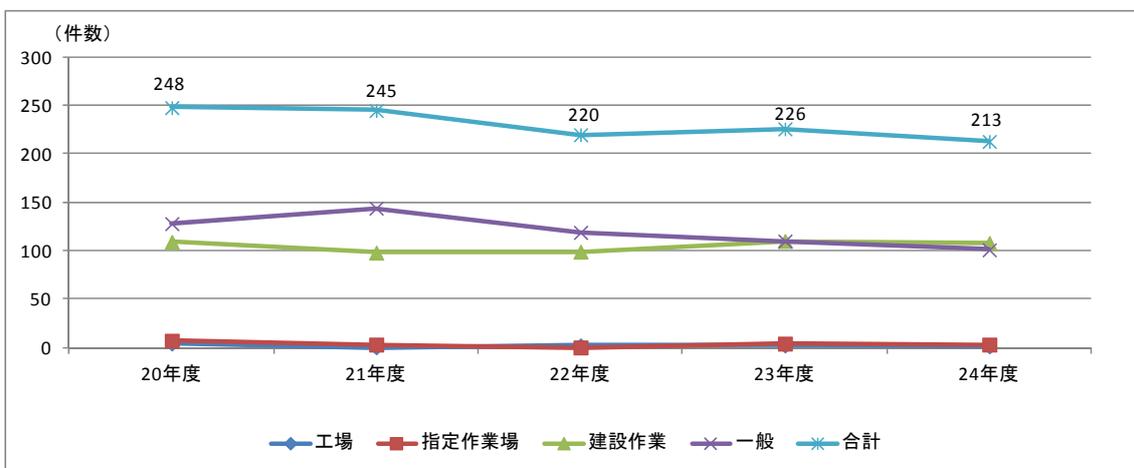
工場や事業所を有する事業者は、事業活動にあたり、周囲の環境に配慮し、騒音や悪臭、土壌汚染などの公害を発生させないように努め、規制基準を厳守することは言うまでもありませんが、地域の構成員として、区民一人ひとり、各事業者が地域における環境に配慮した行動をとることが求められます。

区は、事業者による自主的な環境負荷削減を促進するとともに、法令や条例などに基づいた規制・指導を行い、事業所から発生する環境負荷を一層低減していきます。また、区民等には近隣騒音防止に対する啓発等を行っていきます。

【現象別苦情件数割合の年度別推移】



【発生源別苦情受付件数の年度別推移】



## 目標

騒音（区内測定ポイント）の環境基準を達成します。

騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合を70%まで増やします

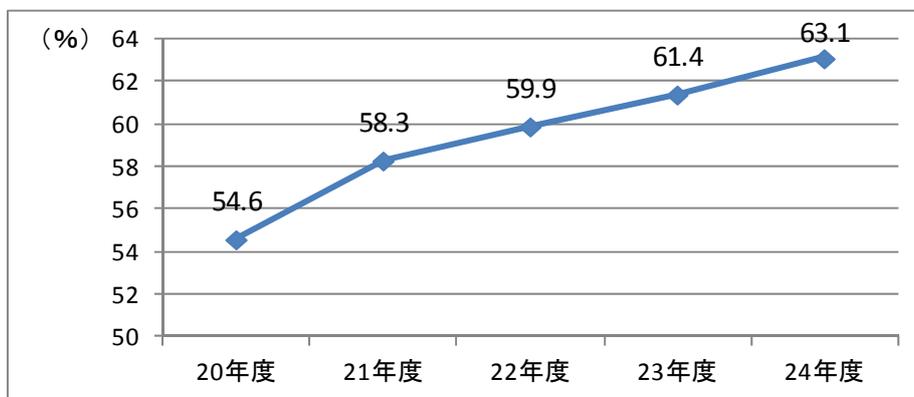
| 指標名                   | 現状値（24年度）             | 目標値（33年度）       |
|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 騒音環境基準達成率<br>（区内測定箇所） | 21.7%<br>（23地点中5地点達成） | 100%<br>（全地点達成） |
| 騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合    | 63.1%                 | 70%             |

### 【主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況】

|               | 測定地点住所    | 時間区分 |    |
|---------------|-----------|------|----|
|               |           | 昼間   | 夜間 |
| 環状七号線         | 高円寺北 2-1  | ○    | △  |
|               | 和田 2-7    | ○    | △  |
|               | 和泉 1-21   | △    | △  |
| 環状八号線         | 桃井 1-39   | ○    | △  |
|               | 荻窪 5-10   | △    | ×  |
|               | 高井戸西 1-5  | ○    | △  |
| 甲州街道・首都高速4号線  | 下高井戸 3-3  | ○    | △  |
| 放射5号線・首都高速4号線 | 高井戸東 2-3  | ○    | △  |
| 放射5号線・中央自動車道  | 上高井戸 2-16 | ○    | ○  |

○：環境基準達成 △：要請限度達成、環境基準非達成

### 【騒音や排気ガスが少ないと思う人の割合】



出典：区民意向調査

【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活における騒音・振動の抑制を心がけます。</li> <li>○一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。</li> </ul>   |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○低騒音、低振動型機械を使用します。</li> <li>○近隣に配慮した排気を行い、必要に応じて悪臭防止装置を設置します。</li> <li>○一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。</li> <li>○必要以上の地下水の使用を行いません。</li> </ul> |
| 区   | <p>2-23 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導</p> <p>2-24 地下水の揚水規制の強化等</p> <p>2-25 公害発生防止など環境への対応を図る中小企業に対する支援</p> <p>2-26 放射能情報の収集と提供</p> <p>2-27 電磁波情報の収集と提供</p>                                      |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- 公害等相談件数
- 地盤沈下量

【区取組】

|   |                 |
|---|-----------------|
| <b>2-23 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導</b>  | 環境課             |
| <p>騒音規制法等の規定に基づき、事業所や建設作業から発生する騒音や振動については、実態を正確に調査した上で、文書等による指導を行います。また近年、増加の傾向にある生活騒音や悪臭の防止についても、近隣への配慮や防止対策を記載した啓発冊子や区広報紙等により啓発活動を行うとともに、問題が生じた場合には、苦情相談を受け付け、調査を行った上で文書等により必要な指導を行います。</p> |                 |
| <b>2-24 地下水の揚水規制の強化等</b>  | 環境課             |
| <p>地下水の適正な利用と一定の揚水規制を行うことにより、地下水の保全と地盤沈下等の被害を防いでいきます。</p>   |                 |
| <b>2-25 公害発生防止など環境への対応を図る中小企業に対する支援</b>   | 産業振興センター        |
| <p>区内中小企業に対し、公害の発生の防止など、環境への対応を図るために必要な運転資金・設備資金の融資あっせんを行います。</p>   |                 |
| <b>2-26 放射能情報の収集と提供</b>   | 環境課、生活衛生課、保健予防課 |
| <p>放射能の最新情報を国などから収集します。適宜、モニタリング検査・測定を行い、広報や区公式ホームページ等で区民に情報を提供します。</p>   |                 |
| <b>2-27 電磁波情報の収集と提供</b>   | 環境課             |
| <p>電磁波の人体への影響を心配する区民がいることから、最新の情報を国やWHO（世界保健機関）から収集し、区民に情報を提供します。</p>   |                 |

## 基本目標Ⅲ

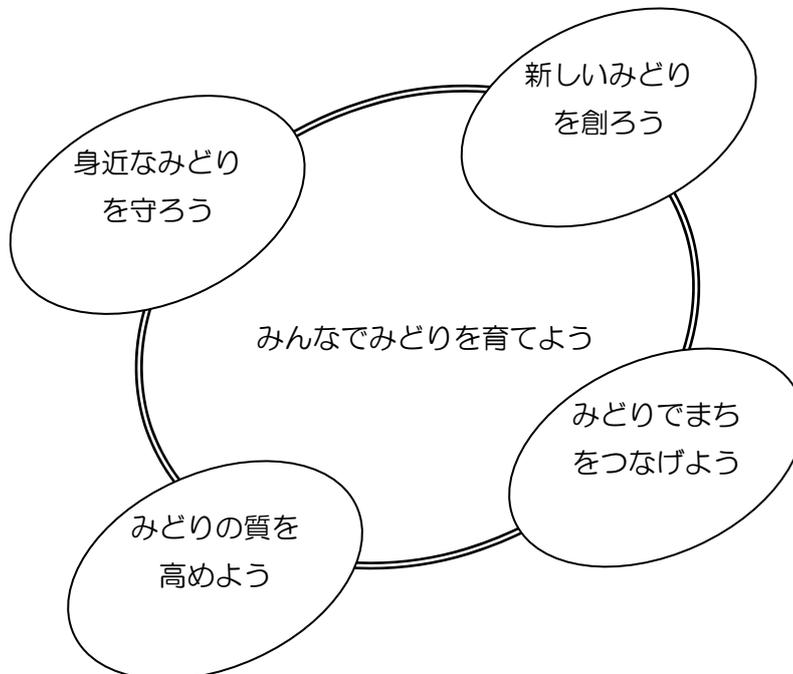
### 自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる

#### (1) 連続したみどりを保全・創出する取組

みどりが連続してつながると、都市熱環境の改善、景観の向上、生態系のバランスの維持、災害に強いまちづくりなど、みどりが担う機能が最大限に発揮されます。

みどりの拠点となる公的な空間の緑化を引き続き推進するとともに、拠点を河川や道路沿いのみどり等でつないでいくことで、みどりが連続するまちなみを形成し、都市熱環境の改善、景観の向上、生態系バランスの維持を図っていきます。公園の整備にあたっては、地域特性を活かした特色ある公園づくりを進めます。

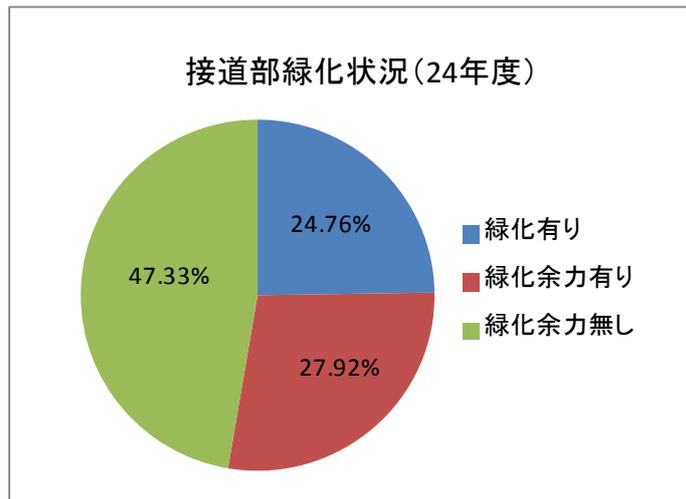
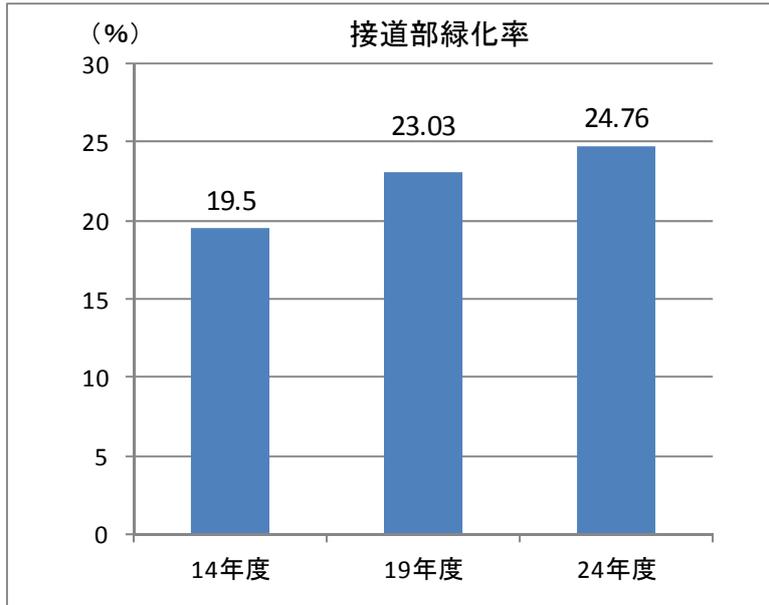
農地や屋敷林などのまとまったみどりを保全すると同時に、生け垣や壁面緑化等への助成を行い、新たなみどりを創出します。また、区民が主体となったまちなかのみどりを増やす取組を支援します。



目標

接道部緑化率を 30%まで増やします。

| 指標名    | 現状値 (24 年度) | 目標値 (44 年度) |
|--------|-------------|-------------|
| 接道部緑化率 | 24.76%      | 30%         |



出典：杉並区みどりの実態調査報告書

【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <p>○みどりを守り育てる地域活動に参加します。</p> <p>○塀の生け垣やフェンスの緑化を行います。</p> <p>○屋上・壁面緑化を行います。</p> <p>○みどりを共有の財産として大切にします。</p> <p>○建築を行う際は、既存のみどりを保全し、新たな緑化に努めます。</p> <p>○地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。</p> <p>○みどりの基金に協力します。</p>   |
| 事業者 | <p>○みどりを守り育てる地域活動に参加します。</p> <p>○事務所の敷地にみどりを育てます。</p> <p>○塀の生け垣やフェンスの緑化を行います。</p> <p>○屋上・壁面緑化を行います。</p> <p>○みどりを共有の財産として大切にします。</p> <p>○宅地開発や建築を行う際は、動植物生息空間に配慮します。</p> <p>○みどりの基金に協力します</p>   |
| 区   | <p>3-1 樹木、樹林地の保全</p> <p>3-2 農地の保全・活用</p> <p>3-3 都市型農業の支援</p> <p>3-4 緑化指導の充実</p> <p>3-5 身近なみどりのネットワークづくり</p> <p>3-6 民有地の緑化推進</p> <p>3-7 区立施設の緑化推進</p> <p>3-8 道路・河川緑化の推進</p> <p>3-9 公園の整備</p> <p>3-10 みどりの基金の積立、運用</p> <p>（再掲）1-9 ヒートアイランド対策の推進</p> <p>（再掲）5-4 エコスクールの推進</p> |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- 保護樹林面積、保護樹木数
- 農地面積
- 屋上緑化面積、壁面緑化面積
- 公園面積

【区の取組】

|  |                    |
|--|--------------------|
| <b>3-1 樹木、樹林地の保全</b>   | みどり公園課、環境課、杉並清掃事務所 |
| <p>① 区内に残された一定基準以上の良好な樹木、樹林、生けがきを区民共有の財産として保全していくために、所有者の同意を得て保護指定し、維持管理に要する経費の一部を助成するとともに、落ち葉の処分についても一定期間無料回収を行います。</p> <p>② 区内の巨樹や景観木など貴重な樹木の所有者と区が協定を結び、区民共有の財産として、貴重木保全の必要経費の一部を助成します。</p> <p>③ 減少しつつある樹林地を区が借り受け、その場所を公開しながら保全し、契約期間中は区が所有者に代わり管理します。</p> <p>④ 景観に優れた貴重な一定規模以上の緑地については、区民共有の財産として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討します。</p> |                    |

|  |              |
|--|--------------|
| <b>3-2 農地の保全・活用</b>  | 都市計画課、みどり公園課 |
| <p>農地の生産緑地地区指定を進めます。また、生産緑地の買取りの申出については、可能な限り公園・緑地等への転用を検討していきます。さらに、農地の新たな保全策として、都の制度である「農の風景育成地区」について適応の可能性を研究します。</p> |              |

|  |          |
|--|----------|
| <b>3-3 都市型農業の支援</b>  | 産業振興センター |
| <p>区内農業の実態を踏まえた、新たな支援策を検討・具体化し、より実効性の高い都市農地保全や営農支援に取り組みます。また、農業者や農業団体と協働して、区内農産物による地産地消を目指したマーケットの整備等を推進します。</p> |          |

|  |        |
|--|--------|
| <b>3-4 緑化指導の充実</b>   | みどり公園課 |
| <p>敷地面積に関わらず、建築行為を行うときは、みどりの条例の緑化基準に従い緑化計画の指導をします。また、既存樹木の保全については優遇措置があるため、幅広く PR していき大きな樹木の保護に努めます。また、緑化計画の担保性を高めるため、都市緑地法の緑化地域制度の導入を検討します。</p> |        |

|  |        |
|--|--------|
| <b>3-5 身近なみどりのネットワークづくり</b>  | みどり公園課 |
| <p>拠点となる大規模な公園等のみどりを河川や幹線道路等のみどりでつなぎ、さらに暮らしの中にある屋敷林や農地や学校のみどりを接道部のみどり等でつないでいきます。また、区民、事業者と区が協働でつくる「みどりのベルトづくり」を区全域に広げ、みどりのネットワークづくりを強化します。</p> |        |

|  |        |
|--|--------|
| <b>3-6 民有地の緑化推進</b>  | みどり公園課 |
| <p>① 接道部の緑化を集中的に推進するための接道部緑化助成や、建物の屋上や壁を緑で覆うための屋上・壁面助成を継続し、建物等の防火や通学路や避難路の安全性を高めるとともに、まとまったみどりのある潤い豊かなまちなみをつくります。</p> <p>② より効果的にまた永続性のある民有地の緑化を推進するため、緑地協定や条例に定める各種協定の締結を促進します。</p> |        |

|  |        |
|--|--------|
| <b>3-7 区立施設の緑化推進</b>                               | みどり公園課 |
| <p>区立施設を緑化することでみどりがネットワーク化されたまちなみづくりを推進していきます。</p> |        |

|  |       |
|--|-------|
| <b>3-8 道路・河川緑化の推進</b>  | 土木計画課 |
| <p>みどりのベルトや良好な居住環境の向上を図るため、都市の基盤となる道路・河川の緑化を推進し、みどりでまちをつなげていきます。</p> |       |

|   |        |
|---|--------|
| <b>3-9 公園の整備</b>  | みどり公園課 |
| <p>① 憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保していくため、都市計画下高井戸公園（東京電力総合グラウンド跡地他）の整備を進めます。</p> <p>② みどりに囲まれたスポーツ・レクリエーションの場の確保やみどりの拠点として、都市計画高井戸公園や都立和田堀公園の整備を推進します</p> <p>③ 1ha以下の身近な公園を整備し、区民が憩い、触れ合うことができる水と緑のネットワーク・拠点づくりを進めます。</p> |        |

|  |        |
|--|--------|
| <b>3-10 みどりの基金の積立、運用</b>                                   | みどり公園課 |
| <p>みどりの保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、基金の積立、運用を行います。</p> |        |

<再掲>

**1-9 ヒートアイランド対策の推進 (p.28)**

**5-4 エコスクールの推進 (p.72)**

緑は二酸化炭素を吸収するため、緑を増やすことは地球温暖化対策になります。

また、屋上緑化・壁面緑化、区立施設の緑化などにより地表面や建物の自然被覆化を促進することは、ヒートアイランド現象の緩和にもつながります。



## (2) 自然生態系保全の取組

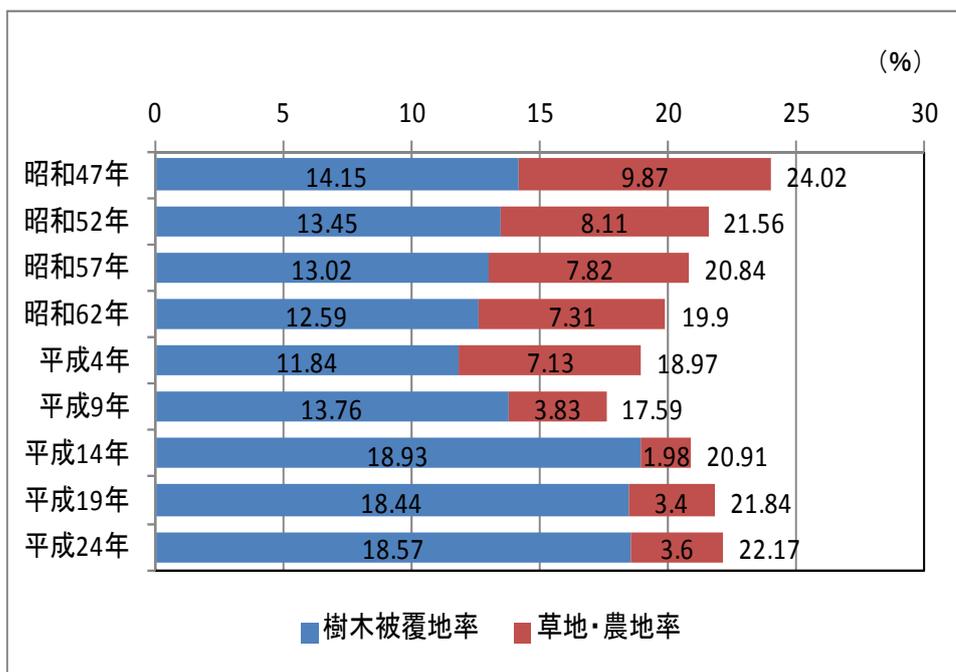
杉並区内の動植物や昆虫など、生き物の生息状況を定期的に調査するとともに、生物多様性に配慮した取組や在来種の保護に関する取組を実施していきます。

また、多様な生物が生息する貴重な自然環境であると同時に、都市にうるおいをもたらす存在でもある河川などの水辺において、身近で親しむことができる水辺環境の再生に向けた取組を進めます。水辺環境の整備を図るとともに、雨水浸透施設設置などにより雨水を地下へ浸透させ、湧水の保全や水循環の観点からの環境改善を図ります。

### 目標

区の緑被率を25%まで増やします。

| 指標名 | 現状値 (24年度) | 目標値 (44年度) |
|-----|------------|------------|
| 緑被率 | 22.17%     | 25%        |



出典：杉並区みどりの実態調査報告書

【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。</li> <li>○庭や公園などのみどりを大切にします。</li> <li>○建築を行う際は既存木の保全を心がけます。</li> <li>○池や水鉢などでビオトープをつくります。</li> <li>○雨水の活用を心がけます。</li> <li>○雨水浸透施設の設置など、雨水の浸透を心がけます。</li> <li>○河川などの環境を守ります。</li> <li>○河川などにごみを捨てません。</li> <li>○みどりの基金に協力します。</li> </ul>  |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。</li> <li>○庭や公園などのみどりを大切にします。</li> <li>○宅地開発や建築を行う際は、動植物生息空間に配慮します。</li> <li>○池や水鉢などでビオトープをつくります。</li> <li>○雨水の活用を心がけます。</li> <li>○雨水浸透施設の設置や透水性舗装など、雨水の浸透を心がけます。</li> <li>○河川などの環境を守ります。</li> <li>○河川などにごみを捨てません。</li> <li>○野生動植物の保護活動に参加します。</li> <li>○みどりの基金に協力します。</li> </ul> |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>3-11 生物多様性に配慮した公園づくり</li> <li>3-12 生き物生息場所の保全</li> <li>3-13 水辺環境の整備</li> <li>3-14 雨水浸透施設の設置促進</li> <li>3-15 自然環境調査等の実施</li> <li>3-16 外来鳥獣等の防除</li> </ul>  |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- 雨水浸透施設設置数（助成件数）
- 区内で確認された東京都レッドリスト（保護上重要な野生生物種）種数

【区の取組】

|  |                  |
|--|------------------|
| <b>3-11 生物多様性に配慮した公園づくり</b>  | みどり公園課           |
| 公園整備にあたっては、生態的な観点から在来種を中心に、餌となる花や果実の樹種を選定し植栽します。また、水辺などの管理も生き物へ配慮した施策を行っていきます。   |                  |
| <b>3-12 生き物生息場所の保全</b>   | みどり公園課           |
| 杉並区の貴重な植生を保護するとともに、水辺や雑木林等を活用して様々な生き物が生息できる場の保全を図ります。  |                  |
| <b>3-13 水辺環境の整備</b>  | 土木計画課            |
| 都市化により失われつつある良好な水辺空間を取り戻すため、人と水とのふれあいの場や親水護岸の整備など、潤いや安らぎのある水辺空間を創出します。また、区民とともに多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境の再生・創出に取り組みます。  |                  |
| <b>3-14 雨水浸透施設の設置促進</b>  | 土木計画課            |
| 区道等の透水性舗装や公共施設への雨水浸透施設の設置を進めるとともに、民間施設に対して施設設置の指導や助成を行うことにより、治水対策と併せて、地下水の涵養と湧水の回復を図り、都市化によって失われつつある水環境を保全します。   |                  |
| <b>3-15 自然環境調査等の実施</b>   | 環境課、土木計画課、みどり公園課 |
| <p>① 杉並の自然環境の実態を把握し、保護に役立てるため、区民参加のもと、動植物の生息状況等を調査し、結果を区民に公表します。また、杉並のまちや自然について、区民が身近な区内の自然環境に関心を深めていけるよう、情報紙等を通じて、季節に応じた様々な動植物に関する情報を発信します。</p> <p>② 区内の緑被の状況等、みどりの実態を把握する調査を実施します。</p> <p>③ 善福寺川で見られる鳥の生息状況を把握するため区民参加による水鳥一斉調査を実施します。</p> |                  |
| <b>3-16 外来鳥獣等の防除</b>   | 環境課              |
| 生態系等に被害を及ぼす恐れがある外来鳥獣等については、必要に応じて計画的防除を実施します。  |                  |

### 【雨水浸透施設】

コンクリートで覆われた都市は、雨水の浸透能力がなくなり、降った雨が下水道や川に流れ込み、下水の逆流や河川の増水による水害が発生しやすくなっています。また、地下水の減少や枯渇により、樹木の育成が阻害され、ヒートアイランド化などの環境問題も生じています。雨水浸透施設は、雨水を地下に浸透させることで、河川や下水道に流れ込む量を最小限に抑え、水害を減らすとともに、地下水を増やし、水資源の確保や自然環境の保護と緑の育成に役立ちます。



### 【雨水の活用～雨水タンク～】

雨水タンクは、建物の雨どいにつないで屋根に降った雨水をためられるようにするタンクで、雨水タンク、小型雨水貯留槽など呼び方はいろいろあります。

#### ～雨水タンクの活用方法～

- ・水道代の節約に
- ・花の水やりに
- ・夏の打ち水に
- ・都市型水害対策に
- ・非常用水として



馬橋小学校の菜園では、オクラやカボチャなどの野菜を育てるために、雨水を利用しています。

### (3) みどりや自然に親しめる取組

みどりや自然は私たちの生活に安らぎとうるおいを与えてくれます。また、豊かな自然に触れ合うことで、自然に対する理解を深め、自然を大切に思う気持ちが育まれます。

地域の個性を活かした水辺空間づくりや、自然観察会、区民農園などにより、区民が水とみどりに触れ合う場を増やすとともに、みどりや自然を育む心や知識の普及啓発や、みどりのボランティア活動など区民の緑化活動の支援を進めます。

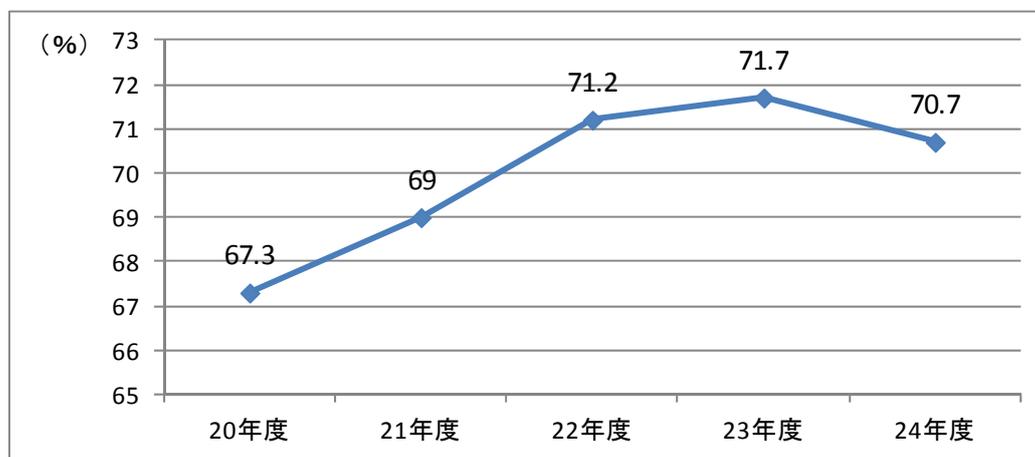
#### 目標

みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合を 75%まで増やします

自然観察会等への参加者数を 300 人まで増やします。

| 指標名                  | 現状値<br>(24年度) | 目標値<br>(33年度) |
|----------------------|---------------|---------------|
| みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合 | 70.7%         | 75%           |
| 自然観察会等への参加者数         | 168人          | 300人          |

#### 【みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合】



出典：区民意向調査

【区民・事業者・区取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川などの環境を守ります。</li> <li>○河川などにごみを捨てません。</li> <li>○みどりを守り育てる地域活動に参加します。</li> <li>○植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。</li> <li>○自然観察会に参加します。</li> <li>○農業体験などを通して都市農業を理解します。</li> </ul>  |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○河川などの環境を守ります。</li> <li>○河川などにごみを捨てません。</li> <li>○みどりを守り育てる地域活動に参加します。</li> <li>○植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。</li> </ul>   |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>3-17 水とみどりに親しめる場の維持整備</li> <li>3-18 区民農園の運営</li> <li>3-19 援農ボランティアの支援</li> <li>3-20 ふれあい農業体験の充実</li> <li>3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進</li> <li>3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発</li> <li>3-23 みどりの相談所等緑化相談の充実</li> <li>3-24 自然観察会などの開催</li> <li>（再掲）4-10 緑化活動の支援と推進</li> <li>（再掲）5-5 体験学習の拡充</li> </ul> |



【取組の進捗を把握する主な指標】

- 区民農園面積、利用者数
- 援農ボランティア数
- みどりのボランティア数
- 認定みどりのボランティア団体、花咲かせ隊、公園育て組 団体数・参加者数

【区の取組】

|   |          |
|---|----------|
| <b>3-17 水とみどりに親しめる場の維持整備</b>  | みどり公園課   |
| 区民が水とみどりに親しめるよう、池や流れなどの親水施設を維持整備します。  |          |
| <b>3-18 区民農園の運営</b>   | 産業振興センター |
| 区民農園として緑地を保全するとともに、区民が自然にふれあい、農作業を通じて農業への親しみや収穫の喜びが感じられる取組を行います。  |          |
| <b>3-19 援農ボランティアの支援</b>   | 産業振興センター |
| 農業への関わりを求める区民要望に応えるとともに、高齢化等による労働力不足の農家への支援を行うため、援農ボランティアを農家へ紹介し、生産力の強化を図ります。   |          |
| <b>3-20 ふれあい農業体験の充実</b>   | 産業振興センター |
| 区内農地の見学や野菜等の収穫体験、区民と農業家との交流等により、区内農業の役割や魅力を理解してもらい、地域に根ざした農業と農地の保全をめざします。その一つとして、農地保全と安定経営及び区民の農業体験機会の拡大のため、体験型農園整備への支援を行います。 |          |
| <b>3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進</b>  | みどり公園課   |
| 緑化活動や緑の維持活動に継続して取り組む、みどりのボランティア活動の輪を広げるため、登録者の募集や活動内容の紹介を記事にした情報紙の発行などを行います。  |          |
| <b>3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発</b>  | みどり公園課   |
| みどりに関する知識の普及啓発をより一層充実させるため、「みどりの新聞」の発行や小学校の5年生向け緑化副読本の配布、みどりのイベント、落ち葉感謝祭、みどりの講座を実施します。  |          |
| <b>3-23 みどりの相談所等緑化相談の充実</b>   | みどり公園課   |
| 塚山公園のみどりの相談所では、みどりの育て方などの問い合わせに答えていくための専門相談員を配置するとともに、緑化関係の専門書をそろえた図書機能を有するスペースを確保します。  |          |
| <b>3-24 自然観察会などの開催</b>  | 環境課      |
| 動植物の多様な生態を知り、自然環境に対する意識啓発や理解の場となるよう、専門性を有する環境NPOに委託し、区民を対象とした自然観察会などを開催します。   |          |

<再掲>

4-10 緑化活動の支援と推進 (p.69)

5-5 体験学習の拡充 (p.72)

## 基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

### (1) 美しく清潔なまちへの取組

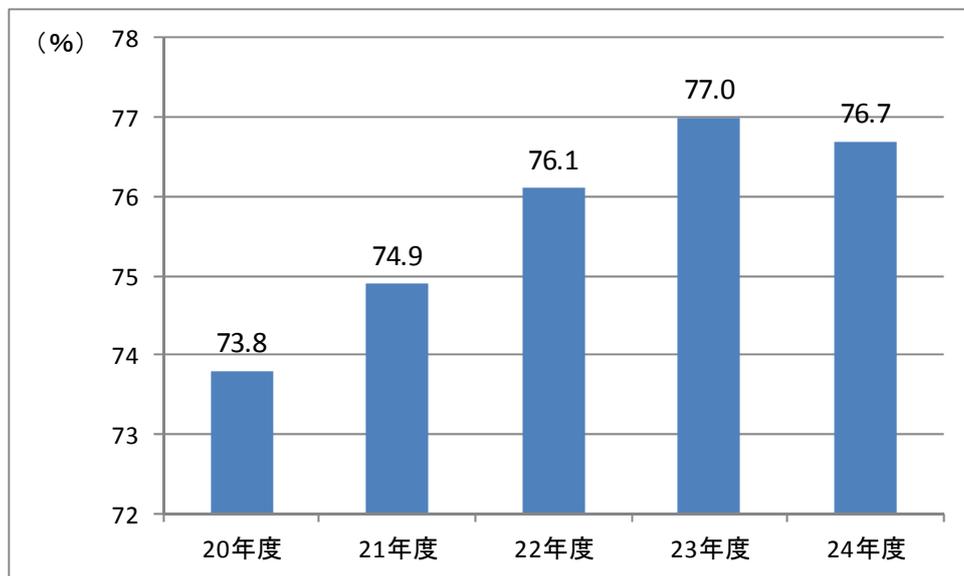
たばこやごみのポイ捨て、放置自転車、ごみの適正排出など、美しく清潔なまちづくりには区民一人ひとりのマナー向上が欠かせません。区民や事業者への指導・啓発活動を通じてマナーの徹底を図るとともに、町会等地域と連携した路上喫煙対策や地域美化活動におけるボランティア活動を多角的に支援していきます。

#### 目標

杉並区のまちを美しいと思う人の割合を 85%まで増やします。

| 指標名               | 現状値(24年度) | 目標(33年度) |
|-------------------|-----------|----------|
| 杉並区のまちを美しいと思う人の割合 | 76.7%     | 85%      |

#### 【杉並区のまちを美しいと思う人の割合】

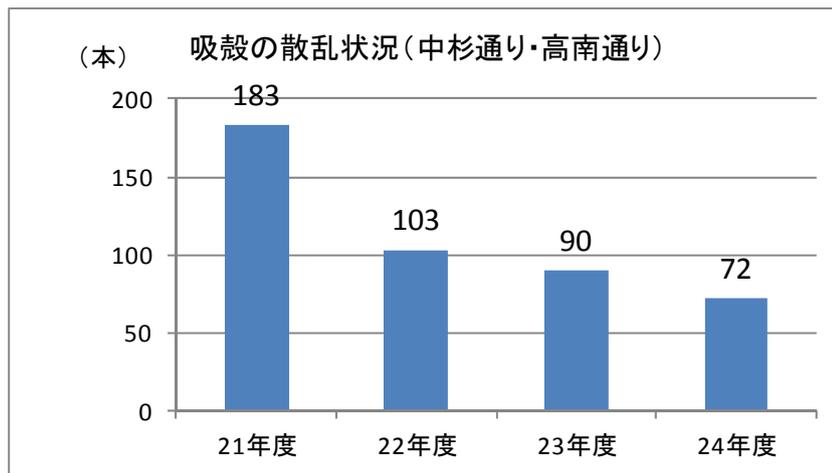


出典：区民意向調査

## 【杉並区喫煙ルール】

杉並区では「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」(安全美化条例)により、区内全域で歩きたばこや吸殻のポイ捨てをしないよう定めています。また、区内6駅(西荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、荻窪駅、高円寺駅、上井草駅、高井戸駅)周辺を重点地区として「路上禁煙地区」に指定し、路上喫煙自体を禁止しています(平成25年4月現在)。路上禁煙地区では、条例施行後、駅を中心に啓発活動や環境美化パトロールを実施することで、喫煙者のマナー向上に努めてきました。しかし、ルールを守らない喫煙者が見受けられるため、平成21年10月1日から、路上禁煙地区における条例違反者に対し、2,000円の過料を科しています。

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 範囲  | 区内全域   | 路上禁煙地区(重点地区)  |
| 内容  | 歩きたばこ・吸殻のポイ捨て禁止(自転車乗車中を含む)   | 喫煙行為を禁止(自転車乗車中を含む)  |
| 罰則  | なし   | あり。過料2,000円<br>※区職員の路上喫煙防止指導員が徴収  |
| サイン |  |  |



【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |   |
|-----|---|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○まちの美化活動に参加します。</li> <li>○自宅や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。</li> <li>○道路にたばこやごみを捨てません。</li> <li>○歩きたばこはしません。</li> <li>○ごみ集積所の適正管理を行います。</li> <li>○犬や猫のふんを道路に放置せずに持ち帰ります。</li> <li>○所有する空き地などの適正管理を行います。</li> </ul>  |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○まちの美化活動に参加します。</li> <li>○事業所や周辺の清掃、草取りを定期的に行います。</li> <li>○商品や広告物などのはみ出しをしません。</li> <li>○道路にたばこやごみを捨てません。</li> <li>○歩きたばこはしません。</li> <li>○ごみ集積所の適正管理を行います。</li> <li>○販売場所に空き缶などの回収容器を設置し、適正に管理します。</li> <li>○所有する空き地などの適正管理を行います。</li> </ul>      |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 放置自転車対策の推進</li> <li>4-2 ごみ・資源の排出の適正管理</li> <li>4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進</li> <li>4-4 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締りの実施</li> <li>4-5 動物の適正飼養に関する啓発</li> <li>4-6 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実</li> <li>4-7 管理が不良な空き地等への是正指導</li> <li>4-8 路上喫煙防止指導</li> </ul> |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- 放置自転車台数
- たばこの吸い殻のポイ捨て本数（定点観測）
- 地域美化活動への参加者数
- 管理が不良な空き家・空き地の相談件数

【区取組】

|   |                |
|---|----------------|
| <p><b>4-1 放置自転車対策の推進</b></p>  | <p>交通対策課</p>   |
| <p>駅周辺の放置自転車をなくし、公共空間の適正利用と美化を確保するとともに、駅前<br/>の通行を円滑に保つことで、特に高齢者や車椅子利用者の安心、安全を確保します。</p>  |                |
| <p><b>4-2 ごみ・資源の排出の適正管理</b></p>   | <p>杉並清掃事務所</p> |
| <p>ごみの排出マナーの向上とまちの環境美化に向け区民・事業者を対象にふれあい指導に<br/>よるごみの排出指導を行います。また、ごみ集積所のカラス被害を防止するため、カラス<br/>ネット、折りたたみ式ごみ収集ボックスの設置を推進していきます。</p>         |                |
| <p><b>4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進</b></p>   | <p>環境課</p>     |
| <p>杉並区全域を清潔で快適なまちにするため、区内事業者、町会・自治会などの地域の清<br/>掃活動を支援します。</p>   |                |
| <p><b>4-4 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締りの実施</b></p>  | <p>土木管理課</p>   |
| <p>屋外広告物をまちに調和した美しいものにするよう啓発するとともに、違反広告物の撤<br/>去を引き続き行い、景観に配慮した美しいまちをつくります。</p>   |                |
| <p><b>4-5 動物の適正飼養に関する啓発</b></p>   | <p>生活衛生課</p>   |
| <p>公衆衛生や環境美化の推進のため、犬のしつけ方教室の実施など動物の適正飼養に関す<br/>る普及啓発を行います。また、動物愛護について理解を深め、人と動物が共生できる環境<br/>をつくります。</p>                                 |                |
| <p><b>4-6 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実</b></p>  | <p>環境課</p>     |
| <p>カラスやスズメバチの巣の迅速な撤去や家屋に侵入するねずみへの対処方法を PR する<br/>など、衛生害虫等に関する課題を解決し、区民が安心して快適に暮らすことができるよう<br/>にします。</p>                                 |                |
| <p><b>4-7 管理が不良な空き地等への是正指導</b></p>  | <p>環境課</p>     |
| <p>雑草が繁茂した空き地等の所有者に対し、文書催告などで適切な管理を指導し、区民が<br/>安心して快適に暮らせる生活環境を維持します。</p>   |                |
| <p><b>4-8 路上喫煙防止指導</b></p>  | <p>環境課</p>     |
| <p>区民が安全で快適に暮らすことができる地域社会を創造していくため、路上禁煙地区内<br/>での路上喫煙行為に対する過料徴収や区内全域での歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て行為に<br/>対して、継続的かつ効果的な指導・啓発活動を通じて、喫煙マナーの徹底を図ります。</p> |                |

## (2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組

みどり豊かな住宅都市としての景観を創出していくため、平成 20 年 12 月に景観法に基づく行為の規制や区独自の施策などを定めた「杉並区景観条例」を制定し、さらに東京都の同意を得て平成 21 年 4 月に景観行政団体になりました。平成 22 年 4 月に景観計画を策定し、良好な景観形成に向けた取組を進めてきました。

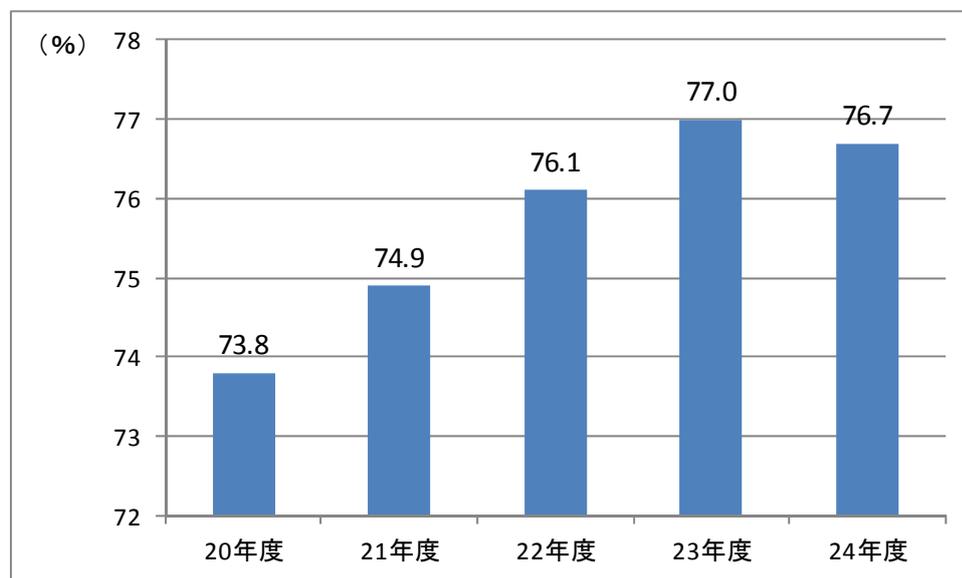
今後、歴史・文化を伝える建造物の保全など、地域特性を活かした杉並らしさと魅力にあふれる景観の保全・形成を継続的に進めていきます。

### 目標

杉並区のまちを美しいと思う人の割合を 85%まで増やします。

| 指標名               | 現状値 (24 年度) | 目標 (33 年度) |
|-------------------|-------------|------------|
| 杉並区のまちを美しいと思う人の割合 | 76.7%       | 85%        |

### 【杉並区のまちを美しいと思う人の割合】



出典：区民意向調査

【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○杉並の文化、歴史的資源を守ります。</li> <li>○魅力ある景観づくりに配慮します。</li> <li>○建築物を建てる際には、周辺の景観との調和や良好な景観づくりに配慮します。</li> <li>○地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。</li> <li>○地域の美化・緑化活動に取り組みます。</li> </ul> |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○杉並の文化、歴史的資源を守ります。</li> <li>○魅力ある景観づくりに配慮します。</li> <li>○建築物を建てる際には、周辺の景観との調和や良好な景観づくりに配慮します。</li> <li>○地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。</li> <li>○地域の美化・緑化活動に取り組みます。</li> </ul> |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>4-9 景観まちづくりの推進</li> <li>4-10 緑化活動の支援と推進</li> <li>4-11 公共施設による景観整備</li> <li>4-12 歴史的建造物を活用したまちづくり</li> <li>4-13 屋敷林等の保全の推進</li> </ul>                                    |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- すぎなみ美・道路組、花咲かせ隊、公園育て組 登録団体数・参加者数
- 景観計画に基づく届出数
- 屋敷林面積

【区の取組】

|  |                 |
|--|-----------------|
| <b>4-9 景観まちづくりの推進</b>  | まちづくり推進課        |
| <p>区民の景観に対する意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成します。景観計画に基づき、建築物の届出や事前協議を通じて、景観に配慮したまちなみを将来にわたり継承し創出していきます。</p>   |                 |
| <b>4-10 緑化活動の支援と推進</b>   | みどり公園課、杉並土木事務所  |
| <p>すぎなみ美・道路組や花咲かせ隊、公園育て組などの道路沿いや身近な公園の花壇管理・維持活動は、まちを美しくするとともに、区民が土やみどりに触れることができる貴重な場であり、活動を通じて地域コミュニティの活性化にもつながるため、積極的に地域団体の育成や支援を行っていきます。</p>                 |                 |
| <b>4-11 公共施設による景観整備</b>  | まちづくり推進課        |
| <p>公共建築物、公園、道路、河川等の公共施設の整備にあたっては、環境共生型施設とするとともに地域の良好な景観づくりに関し先導的な役割を担うよう、杉並区公共施設景観形成指針に則した整備を行います。</p>   |                 |
| <b>4-12 歴史的建造物を活用したまちづくり</b>   | まちづくり推進課、みどり公園課 |
| <p>杉並の自然と歴史、文化などを今に伝えるとともに良好な景観を形成している建築物などを活かしたまちづくりをめざします。荻外荘については地域の活性化に役立てるような活用方法を検討し、都市公園として整備します。</p>   |                 |
| <b>4-13 屋敷林等の保全の推進</b>   | みどり公園課          |
| <p>杉並らしい歴史風土を今に伝える屋敷林や農地などの貴重なみどりを、区民の共有財産として後世に残していくため、きめ細かな計画性をもった保全方針を講じます。たとえば、農地や屋敷林、樹林地等が集積する地域を一つの区域として保全する方法など、様々な手法を検討し、地域特性を生かした魅力あるまちなみ保全に努めます。</p> |                 |

## 基本目標 V 区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる

### (1) 環境教育、環境学習の拡充・推進

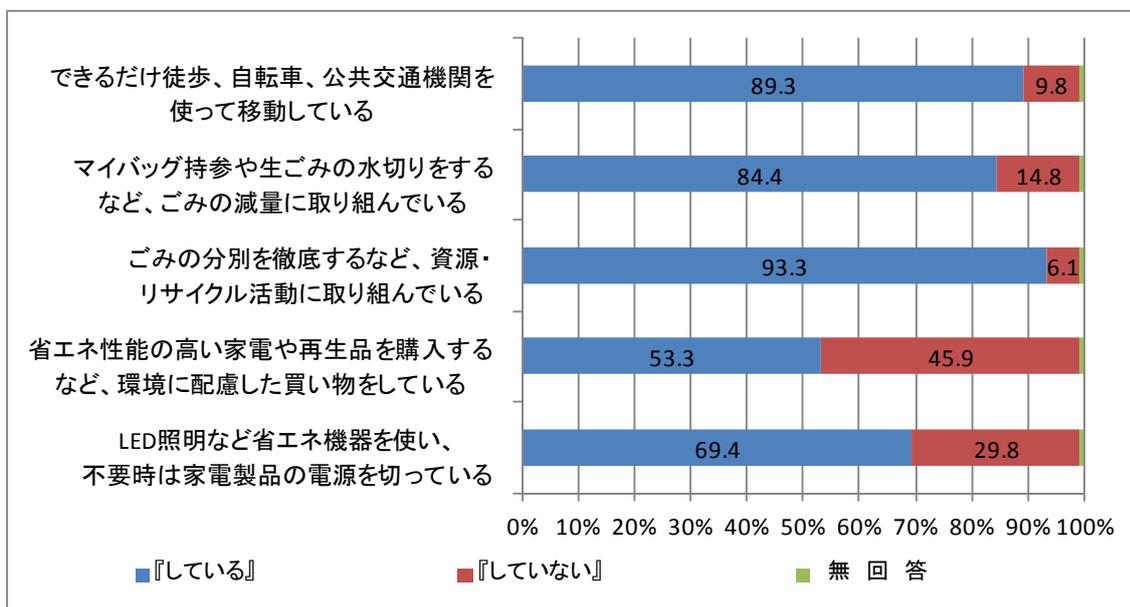
学校教育における環境教育の充実を図り、次世代を担う子どもたちの環境を大切にする心を育み、自ら行動する意識を高めていきます。また、区民、事業者、環境団体等と協力し、子どもから大人まで、幅広く区民を対象とした環境学習の機会の拡大を図り、環境に対する意識を高め、行動する地域社会をつくります。

#### 目標

環境に配慮した行動をしている人の割合を 100%まで増やします。

| 指標名                | 現状値 (24 年度) | 目標値 (33 年度) |
|--------------------|-------------|-------------|
| 環境に配慮した行動をしている人の割合 | 77.94%      | 100%        |

※区民意向調査で環境に配慮した行動をしていると回答した区民の割合（5 設問の平均）



出典：区民意向調査

【区民・事業者・区の取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習や環境教育に取り組みます。</li> <li>○講座等で学んだ環境配慮行動を実践します。</li> <li>○地域に環境活動の輪を広げていきます。</li> </ul>   |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や学校における環境教育・環境学習を支援します。</li> <li>○職場において環境教育を実施し、従業員の環境問題に関する意識を高めます。</li> <li>○地域に環境活動の輪を広げていきます。</li> </ul>  |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>5-1 地域における環境教育の推進</li> <li>5-2 学校における環境教育の推進</li> <li>5-3 中学生環境サミットの開催</li> <li>5-4 エコスクールの推進</li> <li>5-5 体験学習の拡充</li> <li>5-6 清掃車(カットカー)の出前学習の実施</li> </ul> |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- 環境講座開催回数、参加者数
- 校庭芝生化校数
- 出前講座回数

【区の取組】

|   |                |
|---|----------------|
| 5-1 地域における環境教育の推進   | 環境課            |
| <p>豊富なノウハウのある NPO 法人等との協働により、環境講座・講習会やイベントの開催、学校の環境教育への支援を行い、区民に対して、環境に関するさまざまな知識を学ぶ機会を提供します。</p>   |                |
| 5-2 学校における環境教育の推進   | 済美教育センター       |
| <p>次代を担う子どもたちが、環境や自然と人間の関わり、環境問題と日常生活との関わりについて理解を深め、持続可能な社会の実現を目指して、主体的に行動する力を身につけていくため、「杉並区教育ビジョン2012」を踏まえ、小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じて、全教育活動を通して、自然保護の重要性や環境負荷の少ない生活を目指すことの大切さを育みます。</p> |                |
| 5-3 中学生環境サミットの開催  | 環境課、済美教育センター   |
| <p>中学生に、環境問題への理解を深め、環境問題を自らの問題としてとらえ、問題解決に向けた実践行動を養うことを目的として「中学生環境サミット」を開催します。また、新たに区内小学生を対象とした環境サミットの開催について検討を進めます。</p>  |                |
| 5-4 エコスクールの推進   | 学校整備課、済美教育センター |
| <p>児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）整備を充実します。区立学校の緑化等を計画的に進め、環境に配慮した学校運営、及び学校を核として家庭・地域を含めた環境教育の充実を図ります。</p>   |                |
| 5-5 体験学習の拡充   | 学務課、済美教育センター   |
| <p>子どもの頃から自然の大切さについて、体験を通じて理解するため、理科や生活科、総合的な学習の時間等を利用して、自然体験活動の充実を図ります。また、移動教室などを通し、豊かな自然に直接触れ合う機会を提供します。</p> <p>さらに、環境教育にかかわる取組の推進役となる中学生を育てるために、世界自然遺産である小笠原村との交流学习を進めます。</p>    |                |
| 5-6 清掃車（カットカー）の出前学習の推進  | 杉並清掃事務所        |
| <p>小学校や保育園等に職員を派遣し、ごみが積み込まれていく様子が見える清掃車（カットカー）を使用しながら、ごみの減量とリサイクルの必要性、ごみや資源の分別の体験など、子供の頃から環境に対する意識を高めます。</p>  |                |

## (2) 環境活動の推進

「持続可能な環境住宅都市 杉並」を創るためには、区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、これまで以上に省エネルギー・省資源など環境に配慮した行動に取り組むことが重要です。

環境について、区民、事業者、区がともに考え、行動するまちをつくるためには、それぞれが環境の実態や課題を把握し、情報を共有することが必要です。

環境に関する情報が環境に関心の高い層のみならず、幅広い層に届き、区民・事業者の行動につながるよう、情報発信方法の工夫や情報提供の一層の充実を図ります。

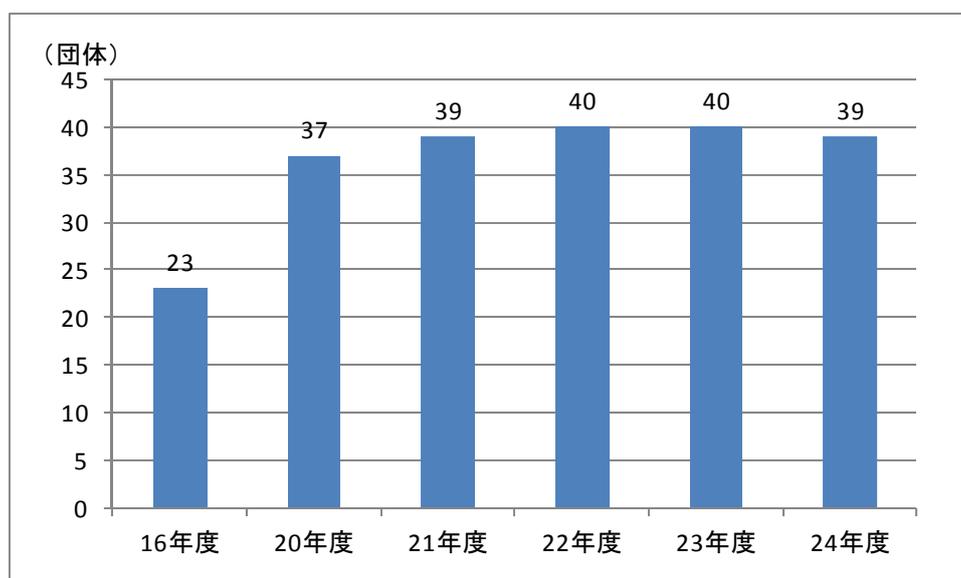
また、多くの区民が環境配慮行動に取り組めるよう、環境問題に積極的に取り組む区民、団体などに対して支援を行うとともに、各主体が連携して取組を進めることができるよう、協働のしくみやネットワークづくりを図っていきます。

### 目標

登録環境団体数を 47 団体まで増やします。

| 指標名    | 現状値(24年度) | 目標(33年度) |
|--------|-----------|----------|
| 登録環境団体 | 39        | 47       |

### 【登録環境団体数】



【区民・事業者・区を取組（環境配慮行動指針）】

|     |  |
|-----|--|
| 区民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報やホームページ等で、環境施策の現状を把握します。</li> <li>○区に対し、環境への取組について、意見や提案を行います。</li> <li>○環境活動に積極的に参加します。</li> <li>○区と事業者とともに、省エネルギーに取り組めます。</li> <li>○区と事業者とともに、省資源に取り組めます。</li> <li>○区と事業者とともに、みどりを守り育てます。</li> </ul>   |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報やホームページ等で、環境施策の現状を把握します。</li> <li>○区に対し、環境への取組について、意見や提案を行います。</li> <li>○環境活動に積極的に参加します。</li> <li>○区と区民とともに、省エネルギーに取り組めます。</li> <li>○区と区民とともに、省資源に取り組めます。</li> <li>○区と区民とともに、みどりを守り育てます。</li> </ul>  |
| 区   | <p>5-7 様々な媒体による環境情報の提供</p> <p>&lt;主な関連事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 省エネルギー対策の推進</li> <li>1-10 ごみの減量に関する意識啓発</li> <li>1-11 ごみの減量と適正な分別の普及</li> <li>1-12 生ごみ減量対策の推進</li> <li>1-13 マイバッグの普及</li> <li>3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発</li> </ul> <p>5-8 環境活動への支援</p> <p>&lt;主な関連事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-14 集団回収の促進</li> <li>3-15 自然環境調査等の実施</li> <li>3-19 援農ボランティアの支援</li> <li>3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進</li> <li>4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進</li> <li>4-10 緑化活動の支援と推進</li> </ul> <p>5-9 NPO等の活動の推進</p> <p>5-10 新たな協働の推進</p> |

【取組の進捗を把握する主な指標】

- 環境保全のために活動する区内の NPO 団体数
- 集団回収実施団体数・参加者数
- みどりのボランティア数
- すぎなみ美・道路組、花咲かせ隊、公園育て組 登録団体数・参加者数
- 援農ボランティア数
- 地域美化活動参加者数

【区取組】

|   |        |
|---|--------|
| 5-7 様々な媒体による環境情報の提供   | 各事業所管課 |
| 環境に配慮した行動を促進するため、広報、区ホームページのほか、情報紙やスマートフォン用アプリケーションなど、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信します。 |        |

<主な関連事業>

- 1-1 省エネルギー対策の推進
- 1-10 ごみの減量に関する意識啓発
- 1-11 ごみの減量と適正な分別の普及
- 1-12 生ごみ減量対策の推進
- 1-13 マイバッグの普及
- 3-22 緑化、自然環境の知識の普及、啓発

|   |        |
|---|--------|
| 5-8 環境活動への支援  | 各事業所管課 |
| 環境団体等と地域との連携・協力や環境団体間の交流による情報交換を進め、環境活動の活性化を図るために支援を行います。 |        |

<主な関連事業>

- 1-14 集団回収の促進
- 3-15 自然環境調査等の実施
- 3-19 援農ボランティアの支援
- 3-21 みどりのボランティア活動の支援と推進
- 4-3 区民・事業者との協働によるまちの美化活動の推進
- 4-10 緑化活動の支援と推進

|   |           |
|---|-----------|
| 5-9 NPO等の活動の推進  | 協働推進課、環境課 |
| NPO支援基金による活動資金と活動拠点を提供することで、NPOが活動しやすい環境を整えるとともに、新たに環境分野で活躍するNPO団体等を支援し、活動の担い手を生み出していきます。 |           |

|   |       |
|---|-------|
| 5-10 新たな協働の推進   | 協働推進課 |
| 参加と協働による地域社会の実現に向けて、これまでの取組を発展させ、「協働提案制度」を試行実施するとともに、中間支援機能のあり方や地域人材の育成方策について見直しを行い、新たな協働を推進していきます。 |       |

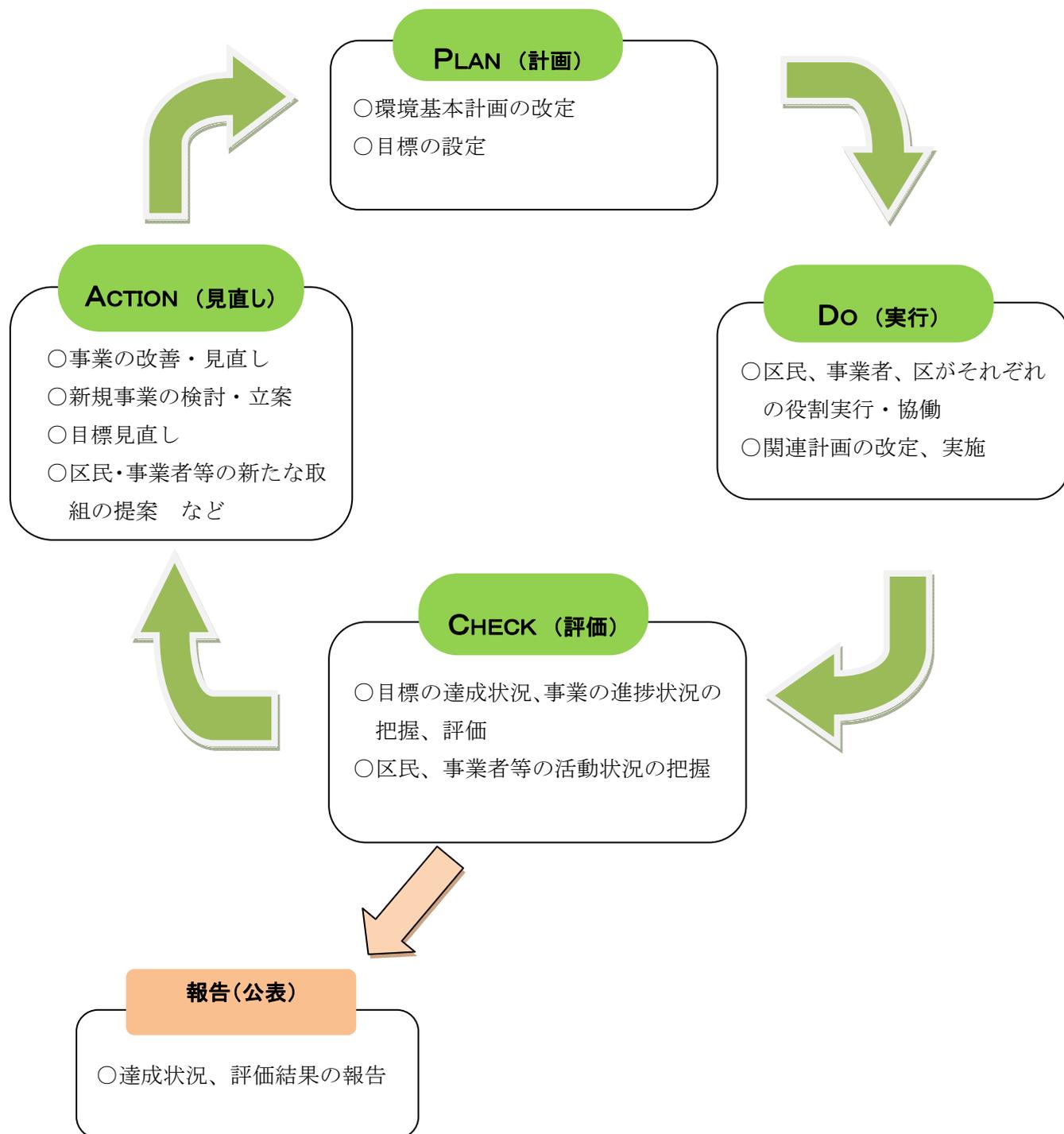


## 第4章 計画の進行管理

## 計画の進行管理

計画を確実に推進していくためには、目標達成に向けた事業の実施状況をはじめ、区民・事業者・行政、それぞれの取組状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

そこで、本計画は、以下の「PDCA サイクル」に基づき、計画の継続的な点検・評価・見直しを行っていきます。



進行管理の方法と具体的内容については、以下のとおりとします。

#### 【計画（Plan）】

環境基本計画については、各事業の点検・評価結果や目標の達成状況及び見直しの結果を踏まえ、必要な改定を行います。

#### 【実行（Do）】

区は、第3章で示した「区の実施」の事業を実施するとともに、「一般廃棄物処理基本計画」「みどりの基本計画」「杉並区景観計画」等、本計画の関連計画を策定し、実施します。

区民、事業者は第3章の「区民・事業者の実施」を行います。

区民・事業者・区の3者が、連携・協働し、取組を進めていきます。

#### 【評価（Check）】

各事業の実施状況や区民、事業者の活動状況を踏まえ、5つの基本目標の達成状況を確認・評価します。その際、行政データに加えて、区民、事業者、NPOなど各主体の取組状況の情報に基づいて進捗状況を把握します。点検・評価は杉並区環境清掃審議会での意見等も踏まえ、区民とともに計画の達成度、進捗状況を確認しながら進めます。

達成状況、評価結果については、「杉並区環境白書」等で公表し、広く区民等からの意見を求めていきます。

#### 【見直し（Action）】

評価結果に基づき、既存の事業の見直し、新規事業の検討を行うとともに、目標の見直しを行います。区民、事業者の取組についても、その取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな取組を提案します。





## 參考資料

用語説明

| 用語                   | 解説  |
|----------------------|---|
| BEMS                 | Building Energy Management System ビル・エネルギー管理システムのこと。業務用ビルや工場内の設備全体のエネルギーを管理し、効率的に利用・制御するためのコントロールシステム。  |
| BOD                  | Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。主に河川の汚濁状況を見る指標。水中の微生物が有機汚濁物質を分解するのに必要な酸素の量のことで、この値が高いほど水が汚れていることを示す。   |
| COD                  | Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。  |
| DO                   | Dissolved Oxygen 溶存酸素量。水に溶解している酸素の量。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど良好な環境。  |
| HEMS                 | Home Energy Management System 住宅用エネルギー管理システムのこと。家庭で省エネ・創エネ・蓄エネ機器のエネルギーを効率的に利用するためのコントロールシステム。   |
| pH                   | 水素イオン濃度。水溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、pH7が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性。   |
| SS                   | 浮遊物質量。水中に浮遊または懸濁している不溶性の物質量。川床にたまったり、魚介類に付着する。  |
| t-CO <sub>2</sub>    | 二酸化炭素の重量を示す。1万t-CO <sub>2</sub> は、二酸化炭素の重量換算で1万トン。  |
| TJ                   | エネルギー量の単位。Tは10の12乗を意味する。  |
| VOC                  | p.45参照  |
| アスベスト(石綿)            | 石綿ともよばれる天然の鉱物繊維であり、耐熱性等に優れていることから建材や電気製品等に利用されてきた。  |
| 雨水浸透施設               | 雨水を地下に浸透させる施設。p. 58コラム参照。   |
| エコスクール               | 環境に配慮した施設づくりとともに、児童生徒だけでなく家庭や地域の人々も含めて、学校を拠点として環境配慮行動につながる環境教育が行われるなど、ハード・ソフト両面における環境共生型学校。   |
| エコドライブ               | 急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリング(自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにする)を行わないなど、環境に配慮した自動車の運転。   |
| 温室効果ガス               | 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。   |
| 外来鳥獣                 | 人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ鳥獣のこと。   |
| 家庭用燃料電池              | エネファームのこと。ガスなどから取り出した水素と空気中の酸素の化学反応で発電すると同時に、発電時の排熱を給湯に利用する。  |
| 拡大生産者責任              | 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。   |
| 環境基準                 | 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。   |
| 気候変動に関する政府間パネル(IPCC) | IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change 1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とする。              |
| 貴重木                  | 保護指定の樹木のうち、美観の維持等に資する樹木で、規則に定める基準に該当するものを対象に指定した樹木。   |
| 京都議定書                | 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が設定されるとともに、排出量取引、共同実施、グリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。2005年2月に発効。 |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| グリストラップ                  | 業務用厨房に設置されているもので、排水に含まれる生ごみや油脂などの汚濁物質を分離収集して、直接下水道に流さないように、一時留めて置く装置。  |
| 公園育て組                    | 地域の方が、自分たちで選んだ公園の清掃や植栽の手入れなどの活動を自主的・主体的に行い、区がこれを支援する制度。地域の方が公園とのかかわりを持つことで、地域の連帯感を高め、公園利用のモラルを向上させることや、地域に親しまれ愛される公園に育てていくことを目的としている。      |
| 光化学オキシダント                | p.45参照   |
| 高効率給湯器                   | 従来の機器に比べて少ないエネルギーでお湯を沸かすことができる給湯器。   |
| 合流式下水道                   | 汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する方式。分量式下水道に比べ管路施設の建設が容易でコストも安い。古くから下水道が普及してきた大都市等において多く採用されているが、雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題が発生している。          |
| コンポスト                    | 家庭から排出される生ごみの減量のため、生ごみを腐熟し有機肥料化する容器。   |
| 再生可能エネルギー                | エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。                                  |
| シックハウス                   | ダニやカビ、建材などに含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質の影響で、アレルギー性疾患や化学物質過敏症が発症することがある。住まいが原因となる様々な体調不良を、いわゆる「シックハウス症候群」という。  |
| 省エネナビ                    | 二酸化炭素・熱量・電気料金、電力消費量をリアルタイムに測定・表示する機器。  |
| 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 | デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。                                  |
| 遮熱性舗装                    | 表面温度の上昇を抑える高反射率塗料を舗装面に施工したもの。  |
| 新電力                      | 特定規模電気事業者が発電した電力。  |
| 浸透側溝                     | U字形側溝を有孔コンクリートや透水性コンクリートで作り、そこに入った雨水を地下に浸透させるもの。   |
| 浸透トレンチ                   | 雨水ますと雨水ますを、穴のあいたパイプで連結して、雨水を地下にしみこませるもの。   |
| すぎなみ美・道路組                | 区内団体と区が協働して道路などの清掃や植栽の手入れなどを行う事業   |
| スマートコミュニティ               | 太陽光等の再生可能エネルギーやコージェネレーションなど高効率分散電源を最大限活用し、また、需要を制御することで、地域全体のエネルギーを有効利用するシステム。家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなぎ、エネルギーの最適バランスを実現する。                 |
| 生産緑地                     | 生産緑地法に基づき、都市計画として農地を長期間保全する地区。   |
| 接道部緑化率                   | 敷地の道路に面した部分(接道部)の生け垣や植込みなどで緑化された延長が、接道部延長に占める割合。   |
| ダイオキシン類                  | ①ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン②ポリ塩化ジベンゾフラン③コプラナーPCB(ピーシービー)。これら3つをまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶ。ダイオキシン類は、ごみを燃やしたりする時に生成される。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められている。 |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 低公害車・低燃費車               | 排出ガスを発生しない、または排出ガス発生量が少なく、燃費性能が高い自動車。  |
| 適正管理化学物質                | 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」において定められている性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる物質。  |
| 低NOx型機器                 | 東京都が窒素酸化物(NOx)や二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の排出量の少ない機器を普及するために創設した「低Nox・低CO <sub>2</sub> 小規模燃焼機器認定制度」に基づき、認定を受けた蒸気ボイラーや冷温水発生機などの冷房や給湯を行う機器。                            |
| 透水性舗装                   | 間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。  |
| 特別緑地保全地区                | 都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、10ha以上は都が、10ha未満は区が指定する。   |
| 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) | 硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。  |
| 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) | 燃料に含まれる窒素分が燃焼するときやそのときの高温で空気中の窒素が酸化されて発生する。呼吸器系疾患の原因となる。   |
| 農の風景育成地区                | 東京都が平成23年8月1日に創設した制度で、都市の貴重な農地を保全し、その風景を維持するため、農地や屋敷林などまとまって残る地区を指定し、区市町と協力して、都市計画制度などを積極活用しながら農のある風景を保全、育成していくもの。平成25年5月17日に第一号として喜多見四・五丁目農の風景育成地区(世田谷区)が指定された。 |
| 花咲かせ隊                   | 区立公園などで、花壇づくりを通じて緑化活動を地域の方が行うことで、公園の利用拡大や地域活動の活性化を図り、区がこれを支援する制度。  |
| ヒートアイランド現象              | p.28参照   |
| ビオトープ                   | 植物、昆虫、鳥、魚等の生き物の生息環境であり、保全や創出により自然環境の回復を図る。   |
| 微小粒子状物質                 | p.37参照   |
| 浮遊粒子状物質                 | 「浮遊粒子状物質」(SPM = Suspended Particulate Matter)とは、大気中に存在する粒子状物質のうちで、粒子の直径(粒径)が10μm(0.01mm)以下の非常に細かい粒子。   |
| 保護樹木                    | 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上ある樹木等を対象に指定した樹木。   |
| 保護樹林                    | 樹木が集団となっていて土地の面積が500㎡以上あるもの、屋敷林や寺社林等は樹木が集団となっていて土地の面積が300㎡以上あり、高木が30本以上あるもの等を対象に指定した樹林。  |
| 保水性舗装                   | アスファルトに吸水・保水性能を持つ保水材を充填し、降雨や散水により保水材に吸収された水分が日射を受けて蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制する技術。  |
| みどりのボランティア杉並            | いこいの森における樹木・下草の維持管理、腐葉土づくりや、民有地の落ち葉掃き、みどりの新聞の編集など地域緑化(区内のみどりを守り・増やし・育てる)に関するボランティア活動を行う。   |
| 杉並区みどりの基金               | 平成14年に創設され、個人や団体・企業などからの寄附金と、区からの積立金を原資として、区内の樹木・樹林の保全や緑化活動などに活用している。  |
| 緑化地域制度                  | 緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を強固に義務付ける制度。  |
| 緑被率                     | 樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化等の面積が区全体の面積に占める割合。   |
| 要請限度                    | 区市町村長が、東京都公安委員会に対して、道路交通法の規制による車両通行の禁止、最高速度の規制、徐行などの措置を要請することのできる基準値。  |
| ワットアワーメーター              | 調べたい家電製品につなぐことで、家電製品の待機電力、使用中の消費電力等を簡単に測定できる機器。  |

ご意見をお寄せください

## ～杉並区環境基本計画改定案について～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）。

### 1 杉並区内にお住まいの方

お名前

ご住所

### 2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前

ご住所

勤務先

学校名

所在地

### 3 事業者の方

事業者名

所在地

代表者名

### 【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵送またはファックスでお送りください。

☆期限 平成25年10月21日（月）

☆提出先 杉並区環境部環境課庶務係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03(3312)2111（代表）

FAX 03(3312)2316

◎ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、区ホームページで平成25年12月頃に公表する予定です。